

資料編

資料編目次

資料編

1 総 則

1-2-1	みんなで取り組む防災活動促進条例	2-1-1
1-4-1	紫波町防災会議条例	2-1-4
1-4-2	紫波町防災会議運営規程	2-1-6
1-6-1	地目別面積	2-1-7
1-6-2	紫波町の地質	2-1-7
1-6-3	盛岡地方気象台における観測結果	2-1-11
1-7-1	町における異常気象等による主な災害	2-1-12

2 災害予防計画

2-2-1	自主防災組織一覧表	2-2-1
2-6-1	指定緊急避難場所及び指定避難場所一覧表	2-2-3
2-6-2	指定避難所一覧表	2-2-4
2-6-3	大規模災害時に要支援者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定締結施設一覧表	2-2-7
2-6-4	大規模災害時に要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定締結施設一覧表	2-2-7
2-8-1	災害時における物資確保及び供給に関する協定	2-2-8
2-8-2	紫波町の災害時の民間応援協定締結状況	2-2-10
2-9-1	町内の災害時孤立化想定地域	2-2-12
2-10-1	防災資機材一覧表	2-2-13
2-15-1	北上川浸水想定区域及び避難所一覧表	2-2-14
2-16-1	除雪機械一覧表	2-2-15
2-17-1	山地災害危険地区一覧表	2-2-16
2-17-2	土砂災害警戒区域一覧表	2-2-16
2-18-1	消防力一覧表	2-2-19
2-18-2	消防相互応援協定	2-2-20
2-18-3	消防相互応援に関する協定	2-2-22
2-19-1	紫波町火入条例	2-2-25
2-19-2	紫波町火入規則	2-2-26

3 災害応急対策計画

3-1-1	紫波町災害警戒本部設置要領	2-3-1
3-1-2	紫波町災害対策本部設置条例	2-3-2
3-1-3	紫波町災害対策本部規程	2-3-3
3-1-4	紫波町災害対策本部活動要領	2-3-10
3-1-5	職員動員状況表	2-3-15
3-2-1	気象予報・警報及び火災警報伝達系統図	2-3-16
3-2-2	土砂災害警戒情報伝達系統図	2-3-17
3-2-3	地震に関する情報伝達系統図	2-3-18
3-2-4	北上川上流洪水予報伝達系統図	2-3-19

3-2-5	北上川上流水防警報伝達系統図	2-3-20
3-2-6	岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図	2-3-21
3-2-7	火山情報に関する予報・警報・情報伝達系統図	2-3-22
3-4-1	被害状況判定の基準	2-3-23
3-6-1	緊急輸送道路指定一覧表	2-3-24
3-6-2	臨時ヘリポート一覧表	2-3-25
3-6-3	臨時ヘリポート設置基準	2-3-26
3-10-1	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定	2-3-32
3-10-2	大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目	2-3-34
3-11-1	自衛隊災害派遣隊撤収要請書	2-3-38
3-14-1	救助の種類、程度、期間等	2-3-40
3-15-1	消防団担当区域一覧表	2-3-44
3-16-1	医療救護班一覧表	2-3-45
3-17-1	支援物資の種類、支給基準数量等	2-3-47
3-21-1	障害物除去機材一覧表	2-3-48
3-22-1	遺体収容所	2-3-49
3-22-2	隣接市町火葬場	2-3-50
3-22-3	近隣葬祭業者	2-3-50

4 災害復旧・復興計画

4-1-1	激甚災害指定基準	2-4-1
4-1-2	局地激甚災害指定基準	2-4-4
4-2-1	紫波町罹災証明書等交付要綱	2-4-6
4-2-2	災害復興住宅等に対する融資一覧	2-4-11
4-2-3	災害復興住宅資金	2-4-13
4-2-4	生活福祉資金	2-4-14
4-2-5	災害援護資金	2-4-14

5 特殊災害対策計画

5-1-1	岩手山の活動状況	2-5-1
5-1-2	岩手山の噴火の歴史	2-5-4

1-2-1 みんなで取り組む防災活動促進条例

みんなで取り組む防災活動促進条例

平成 22 年 10 月 15 日岩手県条例第 49 号

本県は、これまで台風や地震、津波をはじめ、甚大な被害をもたらす災害に幾度となく見舞われてきたが、将来においても、巨大地震や大津波による広域的な被害が懸念される。

本県における防災の体制は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画により確立し、行政が主体となって対策を推進してきたが、他方で、住民のなかには「防災は行政の役割」という意識が醸成され、災害に対する備えや行動等に課題がある。また、急速な高齢化の進展により、災害時に周囲からの支援を必要とする高齢者等が増加しつつある。

このような現状を踏まえ、将来の災害に適切に対処するためには、行政による対策はもとより、自らを災害から守る自助の意識を高めつつ、災害時の高齢者等への支援など地域を守る共助の気運を醸成しながら、自助、共助に基づく防災活動を公助が支援していくことが不可欠である。過去の教訓を次代に継承し、「自分の命を守りたい」、「家族を守りたい」、「地域を守りたい」という主体的な自助や共助が発揮される社会の実現に向け、県を挙げて防災に取り組んでいくことが、私たちに課せられている課題である。

ここに私たちは、県民相互の協力の下、防災活動に取り組み、将来に向かって、安心して生活することができる災害に強い地域社会を築いていくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、災害から県民の生命及び財産を守るための防災の対策について、基本理念を定め、県民、自主防災組織等、事業者及び県の責務並びに市町村の役割を明らかにするとともに、県民、自主防災組織等及び事業者による防災活動並びに県の支援等の基本となる事項を定めることにより、県民、自主防災組織等及び事業者の自発的な防災活動の促進を図り、もって災害に強い地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。
- (2) 防災 法第 2 条第 2 号に規定する防災をいう。
- (3) 自主防災組織等 自主防災組織（法第 2 条の 2 第 2 号に規定する自主防災組織をいう。）その他地域において防災を目的として活動を行う組織をいう。
- (4) 避難行動要支援者 法第 49 の 10 条第 1 項に規定する避難行動要支援者をいう。

(基本理念)

第 3 条 防災の対策は、県民が自らを災害から守る自助、地域において県民、自主防災組織等及び事業者（以下「県民等」という。）が助け合う共助並びに県及び市町村が行う公助を基本としなければならない。

2 防災の対策は、自助の意識を高揚しつつ、共助を尊重する社会的気運を醸成しながら、県民等、市町村及び県が相互に連携し、及び協力して実施されなければならない。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、自助の主体として災害の発生に備える意識を高め、自ら防災活動を行うよう努めるものとする。

(自主防災組織等及び事業者の責務)

第5条 自主防災組織等は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として防災活動を行うよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、地域における共助の担い手として自ら災害の発生に備えるための手段を講ずるとともに、地域における防災活動に参加するよう努めるものとする。

(県の責務)

第6条 県は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するとともに、県民等が行う防災活動の支援を行うものとする。

(市町村の役割)

第7条 市町村は、基本理念にのっとり、公助の担い手として防災に関する施策を推進するよう努めるものとする。

(災害への備え)

第8条 県民は、防災に関する知識の習得のため、防災に関する講演会、研修会等に積極的に参加するよう努めるものとする。

2 県民は、地域における防災訓練及び自主防災組織等の活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

3 県民は、災害が発生した場合において必要とする生活物資並びに災害及び防災に関する必要な情報を収集するための機器を備えておくよう努めるものとする。

4 県民は、所有し、又は居住する建築物の倒壊を防止するため、必要に応じて耐震診断を行い、耐震改修その他の適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難の経路、方法及び場所並びに家族との連絡の方法を確認しておくよう努めるものとする。

第9条 自主防災組織等は、災害時要援護者の避難の支援を円滑に行うため、市町村と連携しながら、あらかじめ地域における災害時要援護者に関する情報を把握するとともに、支援体制の整備に努めるものとする。

第10条 事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における事業の継続又は早期の復旧のための計画（以下「事業継続計画」という。）を作成しておくよう努めるものとする。

(災害時の行動)

第11条 県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自主的な避難、市町村長の避難の勧告又は指示に従った行動その他適切な行動をとるよう努めるものとする。

第12条 自主防災組織等及び事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、互いに連携しながら、地域における情報の収集及び伝達、避難の誘導、消火、人命救助、救護その他災害の拡大の防止に努めるものとする。

(県民等の防災活動への支援)

第13条 県は、基本理念に関する県民等の理解を深め、かつ、県民等が行う防災活動を支援するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 防災に関する正しい知識の習得のための教育を行うこと。
- (2) 防災活動に携わるボランティアの育成を図ること。
- (3) 地域における防災活動のリーダーの育成を図ること。
- (4) 事業者の事業継続計画の作成に関する助言を行うこと。
- (5) 県民等の防災活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、県民等の自発的な防災活動に資する援助を行うこと。

(災害時要援護者の支援体制の整備に係る支援)

第14条 県は、第9条に規定する支援体制の整備が円滑に行われるよう、市町村が作成する災害時要援護者の避難の支援に関する計画についての助言その他必要な支援を行うものとする。

(実施状況の公表)

第 15 条 知事は、毎年度、前 2 条に規定する施策の実施状況について、県民が利用しやすい方法により公表するものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、県民等の防災活動への支援に係る施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 15 条の規定は、平成 23 年度に実施する施策から適用する。

附 則（平成 26 年 3 月 28 日条例第 16 号）

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

1 - 4 - 1 紫波町防災会議条例

紫波町防災会議条例

〔 昭和 38 年 6 月 24 日
条 例 第 20 号 〕

改正

昭和 44 年 3 月 8 日条例第 10 号
平成 7 年 12 月 26 日条例第 22 号
平成 12 年 3 月 23 日条例第 4 号
平成 23 年 3 月 30 日条例第 7 号
平成 24 年 9 月 21 日条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、紫波町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 紫波町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (2) 岩手県知事の部内の職員のうちから、町長が任命する者
 - (3) 岩手県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 盛岡地区広域消防組合の職員のうちから町長が任命する者
 - (5) 町長がその部内の職員のうちから、指名する者
 - (6) 教育長
 - (7) 消防団長
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから、町長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 5 号、第 8 号及び第 9 号の委員の定数は、それぞれ 3 人、6 人、1 人、1 人、10 人、9 人及び 6 人とする。
- 7 第 5 項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、盛岡地区広域消防組合の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 44 年 3 月 8 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 26 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 23 日条例第 4 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 30 日条例第 7 号）

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 21 日条例第 21 号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日から平成 26 年 5 月 8 日までの間に任命される改正後の第 3 条第 5 項第 9 号に規定する委員の任期は、同条第 7 項の規定に関わらず、平成 26 年 5 月 8 日までとする。

1 - 4 - 2 紫波町防災会議運営規程

紫波町防災会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、紫波町防災会議条例（昭和38年紫波町条例第20号）第5条の規定により、紫波町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災会議の招集は、会長が会議の日5日前までに会議の日時、会議の場所及び議事を定め、これを委員に通知して行うものとする。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

2 防災会議は、会長（会長に事故があるときは、その指名する委員）及び委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専決処分)

第3条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 紫波町災害対策本部の設置についての意見に関すること。

(2) 紫波町地域防災計画の軽易な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、これを次の会議に報告しなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和63年2月15日から施行する。

(平成27年1月1日現在)

[illegible]

土壌は、奥羽、北上両山地地域に主として分岐する褐色森林土壌群、奥羽山地斜両下部や小丘陵地に分布する。火山灰を母材とする黒ボク土壌群、北上川沖積地、滝名川扇状地に分布する低地土壌群の三つに分類されるが、土壌条件は、滝名川河岸に一部礫層、北上川河岸に灰褐色土壌地帯はあるが、大部分は排水不良のグライ土壌となっている。

Small text at the bottom of the page, likely a page number or footer.



2 県土の地質

第1 地勢

本県は、本州の北東部に位置し、ほぼ南北に伸びる紡錘状をなし、北は青森県、西は秋田県、南は宮城県に隣接し、東は太平洋に臨み、東西122キロメートル、南北189キロメートルで、面積は15,279平方キロメートルである。

県の西部は、秋田県との県境沿いに奥羽山脈が、東部は北上山地が縦走し、その間を南に流れる北上川に沿って北上盆地がひらけ、全面積の84パーセントが山と高原によって占められている。

第2 地質

北上山地は、日本列島の背骨となっている古生層が日本列島の中で最も広く露出している地域である。また、北上山地の北東縁部には中生層が分布する。

北上山地にかなり広く分布する花崗岩類も中生代に生成したものである。

このように北上山地は、ほとんど古、中生代という億年単位で生成年代が計られるような古い硬岩から成りたっている山地である。

これに対し奥羽山脈は、新生代第三紀の地層が古生層を被覆して分布している山脈であり、その一部は更に新しい第四紀火山に覆われている。

これら両山地、山脈に挟まれた北上平野と馬淵川沿いの低地は、第三紀後半の比較的軟らかい地層を基盤にし、その表面を段丘堆積物が覆っている地域である。

第3 断層と地震活動

県内を走る断層は、主要なものだけを取りあげてみてもその数が多く、それらのうち、北上山地に発達する断層は、北西ないし北北西方向のものが卓越する。

これに対して奥羽山脈の断層は、南北ないし北北東方向のものが顕著であり、これらの断層は、その大部分が、古生代末、中生代後期、新生代初頭及び新生代末等の造山期或いは造構運動時に形成されたものである。

北上山地の地質構造は、4億年から1億年前に形成されたものであり、1億年以降現在に至るまでに形成された脊梁山脈の地質構造とは大きな差があり、断層系も分布密度、方向性の上でかなりの違いを示している。

これらの中から、将来起こるであろう地震に際して再活動する可能性のあるものを選出することは、現状では困難とされている。

一方、奥羽山脈の地質構造は、北上山地を構成する岩層の延長部が新生代新第三紀の初期に海底化した場所に、大量の火山質物と砂泥が堆積し、再び新第三紀末期に隆起したところであるが、現在のように山岳化し始めたのは、約200万年前のことと推定される。

奥羽山脈の隆起運動は、断層で切られた地塊単元の地塊運動となってあらわれ、脊梁山地東縁部の隆起帯は、現在においても徐々に隆起運動を継続しているとみられ、また、県境隆起帯はそれが活発である。

なお、過去に繰り返し地震を起こし、将来も地震を起こすと考えられている断層を活断層と呼んでいるが、県内では1896年の陸羽地震の際に活動した川舟断層が、その例としてよく知られている。過去に活動を繰り返している断層、将来活動する可能性がある断層 それぞれを単体で活断層と呼ぶこともあるが、一般的には双方が組み合わさったものをいう。

そのほか、盛岡市南西部より花巻温泉にかけて北上盆地と奥羽山脈との堤を画する南昌山、上平、黒森山の各断層群、雫石盆地西縁の西根断層、胆沢扇状地を切る出店断層等も活断層とされており、更に活断層と推定される断層は、相当多数存在している。

第4 地震被害と想定

1 地震想定的基本的な考え方

町に将来甚大な被害をもたらすおそれのある地震の災害像を明らかにし、地震発生時の各種構造物等の被害量及び被害分布をあらかじめ予測し被害想定を行った上で大規模災害時にも対応しうる防災施設の整備のほか、紫波町地域防災計画の見直しなどに反映させてきたところである。

2 想定する地震の考え方

地震対策を構築するにあたっては、本町に影響を及ぼすおそれのある地震として、内陸直下型地震については北上低地西縁断層群北部（花巻断層帯）地震及び北上低地西縁断層群南部（出店断層帯）地震を想定し、海溝型地震については平成23 年東北地方太平洋沖地震や過去の最大クラスの地震を想定する。

3 地震被害想定調査（平成9年度実施）

(1) 地震想定

過去の被害地震に関する資料及び活断層関係資料等をもとに、本県に影響を及ぼす恐れのある地震として、内陸直下型2地震、海溝型2地震について検討を行っている。

		内陸直下型地震		海溝型地震	
		【地震1 (A, B)】 北上低地西縁断層群 北部地震	【地震2】 北上低地西縁断層群 南部地震	【地震3】 1968年十勝沖地震を もとにした地震	【地震4】 県沿岸部の空白域を 考慮した地震
断層の 原点	北緯	39° 64′	39° 35′	41° 80′	39° 50′
	東経	141度 13′	140° 99′	143° 04′	144° 00′
	深さ(km)	1.0	1.0	0	0
マグニチュード		M7.4	M7.3	M7.9	M8.0
破壊形式		断層面下端から同心 円状に破壊	断層面下端南側から 同心円状に破壊	断層面上端中央から 同心円状に破壊	断層面上端中央から 同心円状に破壊
		(1A)南側から破壊 (1B)北側から破壊			

(2) 想定結果

想定地震ごとの主な項目別被害想定結果は、次のとおりである。

		【地震1】 北上低地西縁断層群北部地震		【地震2】 北上低地西縁断層群南部地震	【地震3】 十勝沖地震	【地震4】 三陸沖空白域地震
		A 南側から破壊	B 北側から破壊	M=7.3	M=7.9	M=8.0
		M=7.4				
1 地震動	最大震度	震度6弱		震度6弱	震度5強	震度5強
	最大震度を示した地域	滝沢市～ 花巻市	矢巾町～ 北上市	奥州市 (旧胆沢町) ～花巻市	洋野町 (旧種市町) ～岩泉町	岩泉町～ 陸前高田市
2 建築物被害 (現況棟数 :686,116棟)	大破数	5,313棟	1,559棟	1,763棟	11棟	183棟
3 火災被害 (現況棟数 :686,116棟)	炎上出火	19点	1点	4点		
	延焼出火	13点		1点		
	焼失棟数	164棟	1棟	19棟		
4 人的被害 〔冬・夕方〕 (世帯数 :453,722世帯)	死者数	97人	6人	11人		
	負傷者数	1,484人	230人	350人		
	り災世帯数	3,607世帯	1,084世帯	1,137世帯	7世帯	103世帯
	り災者数	10,947人	3,568人	3,745人	21人	319人
5 急傾斜地崩壊危険度(危険箇所:6,959箇所)	危険度 大	53箇所	52箇所	49箇所	12箇所	115箇所
6 道路被害 (対象路線延長 :3,310km)	被害箇所	53箇所	67箇所	62箇所	29箇所	74箇所
7 橋梁被害 (対象橋梁数 :1,201箇所)	危険度 大	5箇所	7箇所	3箇所		

4 宮城県沖地震における紫波町の被害想定

(1) 人的被害予測結果

時期	木造戸建内 人口	木造共同内 人口	非木造内 人口	死者	重傷	軽傷者	要救出者	避難者
夜間	31,283	778	977	0	1	23	0	3
夕刻	16,654	7,407	4,323	0	1	17	0	3

(資料：平成 12 年国勢調査結果)

(2) 建物被害予測結果

木造棟数	木造 全壊棟数	木造 半壊棟数	RC 造 棟数	RC 造大 破棟数	RC 造中 破棟数	S 造棟 数	S 造全 壊棟数	S 造半 壊棟数
8,784	1	2	142	0	0	365	0	0

(資料：平成 14 年家屋に関する概要調査報告書)

※ RC 造：鉄筋コンクリート造、S 造：鉄筋造

1-6-3 盛岡地方気象台等による観測結果

気 象 状 況

年	降水量(mm)			気温(℃)					風向・風速(m/s)			日照 時間 (h)	備考
	合計	日 最大	1時間 最大	平均			最高	最低	平均 風速	最大			
				日平均	日最高	日最低				風速	風向		
昭和 55	1237	77	10	8.9	13.1	5.1	31.0	-13.7	1.7	9	SSW	1885.4	冷害
56	1350	60	29	5.1	9.2	1.2	28.8	-15.7	1.9	9	SSW	2054.9	水害 雪害
57	1057	79	25	9.8	14.1	5.8	31.2	-12.8	1.8	10	NNE	2087.3	
58	1108	51	20	9.2	13.5	5.3	33.0	-13.5	1.8	10	W	2069.0	風害
59	997	51	14	8.6	12.7	4.8	34.0	-14.3	1.8	10	WSW	2183.8	
60	977	66	49	9.5	13.7	5.7	33.7	-15.8	1.7	10	W	2144.8	
61	1115	87	22	9.0	13.2	5.1	33.3	-15.8	1.7	8	SSW	2212.3	
62	1118	133	21	9.8	14.3	5.6	32.2	-12.4	1.8	11	W		
63	1049	50	26	9.1	13.3	5.4	32.9	-14.0	1.6	9	SSE	1435.7	
平成 元	1148	80	30	10.5	15.0	6.5	33.2	-12.0	1.7	7	SSW	1618.9	
2	1664	104	46	10.9	15.3	6.9	32.2	-15.4	1.6	9	SSW	1632.9	
3	1430	85	17	10.0	14.2	6.3	30.8	-10.3	1.6	11	SSW	1532.7	
4	1054	45	21	9.8	13.9	6.0	31.3	-9.7	1.7	8	SSW	1497.6	
5	1205	61	16	9.3	13.4	5.6	30.5	-10.3	1.6	8	SSW	1370.5	
6	879	74	51	10.5	15.0	6.4	35.3	-14.1	1.7	12	SW	1701.1	風害
7	1312	75	17	9.9	14.1	6.1	33.3	-12.1	1.7	9	SSW	1476.2	
8	1015	41	19	9.4	13.7	5.6	32.8	-10.4	1.6	7	SSW	1551.8	
9	1231	69	23	10.2	14.6	6.2	32.6	-9.5	1.5	9	S	1571.7	
10	1767	78	32	10.4	14.7	6.6	31.1	-11.9	1.4	9	SSW	1482.8	水害
11	1210	54	11	10.6	15.0	6.5	34.3	-11.7	1.4	7	SSW	1616.7	
12	1341	73	37	10.5	14.9	6.6	35.0	-11.6	1.4	7	WSW	1589.5	
13	1088	72	52	9.7	14.1	5.6	32.8	-14.8	1.5	8	SW	1541.8	
14	1585	133	24	10.0	14.3	6.1	32.0	-13.8	1.5	8	SE	1398.2	水害
15	1124	57	19	9.9	14.5	6.0	30.8	-14.6	1.6	8	SW	1350.5	
16	1471	115	39	10.7	15.2	6.6	33.5	-10.0	1.6	10	WSW	1438.8	水害 風害
17	1154	82	20	9.8	14.1	5.9	34.6	-12.5	1.5	10	SW	1395.7	雪害
18	1196	52	23	10.0	14.5	6.2	34.2	-14.5	1.5	7	SW	1545.6	
19	1485	220	49	10.5	15.3	6.5	36.3	-7.3	1.3	7	SSW	1784.0	
20	1055.5	44.5	23.0	10.3	15.2	6.1	32.3	-12.1	1.5	13	WNW	1753.1	
21	1358.0	49.5	16.0	10.5	15.4	5.8	31.1	-12.1	2.5	17.8	NNW	1633.1	
22	1526.5	101.5	30.5	11.0	15.6	6.6	35.7	-15.0	2.3	18.5	W	1513.8	
23	1272.5	77.5	24.0	10.4	15.3	5.6	35.1	-15.2	2.3	18.9	W	1638.6	
24	1080.5	70.5	23.5	10.4	15.2	5.8	35.0	-16.6	2.3	16.7	W	1647.7	
25	1590.0	211	71.0	10.3	15.0	5.6	33.7	-16.9	2.3	20.7	W	1569.7	水害 風害
26	1181.5	56	20.5	10.4	15.5	5.5	34.6	-14.1	2.3	16.7	NNW	1721.9	
27	1311.5	98.0	95.5	11.4	16.4	6.6	35.7	-13.7	2.4	17.7	W	1824.8	
28	1169.0	59.0	31.0	11.1	16.1	6.3	35.0	-11.6	2.4	15.2	WNW	1753.3	
29	1336	85	34.5	10.5	15.2	5.9	35	-16	2.3	20.1	W	1609.4	
30	1276.5	100. 5	14.5	10.9	16	5.9	35.7	-15.7	2.3	15.3	W	1740.7	
1	1112.5	66.5	20	11.2	16.3	6.4	35.8	-11.2	2.5	18.8	NNW	1817	
2	1208	69	23	11.4	16	7	35.2	-14.7	2.4	17.8	W	1524.2	
3	1310.0	102. 5	26.5	11.4	16.4	6.7	36.1	-16.9	2.3	15.5	W	1483.9	
4	1404.5	64.0	24.0	10.9	15.8	5.9	35.1	-15.3	2.2	16.8	WNW	1682.5	
5	1357.0	89.5	23.0	12.1	17.1	7.3	35.1	-14.0	2.2	17.7	W	1790.8	

1-7-1 町における異常気象等による主な災害

過去の災害発生状況

区 分	発 生 年	被害の状況
火 災	昭和31年	上平沢小学校校舎全焼
	昭和33年	水分農業協同組合事務所全焼
	昭和46年	紫波高等学校校舎全焼
	平成 5年	佐比内林野火災 8ha焼失
	平成 9年	片寄山林火災(石鳥谷町紫波町山林火災) 168.32 ha焼失
	平成16年	町立保育所 虹の保育園半焼
	平成17年	片寄山林火災(石鳥谷町紫波町山林火災) 25.1 ha焼失
水 害	昭和22年	カサリン台風 半壊家屋 5戸、床上浸水 84戸、床下浸水 319戸 水田流失埋没 850 ha、水田冠水 334 ha
	昭和23年	アイオン台風 流失家屋 1戸、半壊家屋 7戸、床上浸水 135戸 床下浸水375戸、水田流失埋没240ha、水田冠水358ha
	昭和41年	台風 4号 床上浸水 5戸、床下浸水 17戸、水田冠水 12 ha
	昭和56年	台風15号 全壊家屋 1戸、一部損壊家屋 15戸、床上浸水 12戸 床下浸水 32戸、水田冠水 103 ha
	平成10年	大雨洪水 床下浸水1戸、河川決壊4箇所、法面崩壊14箇所 冠水7箇所
	平成14年	台風 6号 床上浸水50戸、床下浸水102戸、非住家浸水18棟 公共施設等被害額 1, 243, 625千円
	平成16年	台風21号 床下浸水2戸、非住家浸水4棟 公共施設等被害額 47, 351千円
	平成19年	大雨洪水 人的被害1名(水死)、床上浸水21戸、床下浸水44戸、非住家 床上浸水43棟、非住家床下浸水37棟、水田冠水86ha、道路崩壊 等90箇所、河川護岸崩壊等30箇所
雪 害	昭和35年	豪雪 車両通行不能 7箇所 27km
	昭和56年	豪雪 死者 1名、家屋損壊 65戸、一部損壊 131戸
	平成17年	豪雪 負傷者 5名、住家一部損壊 15戸、非住家損壊 21棟 農業用パイプハウス損壊 149棟、ブドウ棚 15箇所
風 害	昭和58年	住家一部損壊 5戸、非住家一部損壊 15棟
	平成6年	住家一部損壊 11戸、非住家一部損壊 7棟
	平成16年	住家一部損壊 13戸、非住家一部損壊 15棟、自動車損壊等 4件 公共施設一部損壊 2棟、農業用パイプハウス損壊 105棟
	平成24年	住家半壊1戸、住家一部破損1戸、非住家一部破損14棟、紫波中央駅自転車 置場倒壊
冷 害	平成25年	台風26号 住家一部破損7棟(屋根の剥離)
	昭和55年	農業被害額 31億1,009万円
地 震	平成15年	宮城県沖地震(震度5弱) 重傷者 1名、住家一部損壊 35戸、非住家一部損壊 24棟 公共施設等被害額 42,612千円
	平成23年	東北地方太平洋沖地震(紫波町震度5弱、M9.0、最大震度7) 軽傷者1名、住家一部損壊84戸、非住家一部損壊 40棟 公共施設等被害額(住家、非住家を除く。) 118,974千円 沿岸被災地からの避難者支援、沿岸被災地への支援を実施 停電(約2.5日)及び燃料不足発生

2-2-1 自主防災組織一覧表

自主防災組織一覧表

令和 5 年 10 月末現在

番号	地域	名 称	世帯数	結成年月
1	日詰	日詰地域防災連絡会議	2,618 世帯	平成 30 年 7 月
		日詰 1 区防災組織		平成 13 年 4 月
		日詰 3 区自主防災組織		平成 23 年 5 月
		日詰 5 区自主防災会		平成 23 年 4 月
		日詰 7 区町内会自主防災会		平成 23 年 4 月
		日詰 8 区自主防災会		平成 23 年 4 月
		日詰 9 区自主防災害会		平成 22 年 10 月
		日詰 11 区自主防災会		平成 28 年 4 月
		日詰 14 区自主防災会		平成 24 年 5 月
		日詰 15 区自主防災会		平成 31 年 4 月
2	古館	上町公民館自主防災会	825 世帯	平成 24 年 4 月
3		下町地区自主防災会	487 世帯	平成 26 年 9 月
4		十日市自主防災会	793 世帯	
5		中陣自主防災会	255 世帯	平成 19 年 9 月
6		前郷自主防災会	525 世帯	平成 21 年 4 月
7		桜田公民館自主防災隊	457 世帯	平成 27 年 4 月
8	水分	水分地区防災福祉コミュニティ	594 世帯	平成 30 年 4 月
		吉水公民館自主防災部		平成 22 年 4 月
9	志和	稲藤第一地区自主防災会	63 世帯	平成 29 年 11 月
10		稲藤自主防災会	99 世帯	平成 28 年 4 月
11		新山地区自主防災会	39 世帯	平成 30 年 4 月
12		牡丹野地区自主防災組織	45 世帯	令和 4 年 4 月
13		志和中央公民館自主防災組織	63 世帯	令和 4 年 4 月
14		沢田公民館自主防災組織	42 世帯	平成 24 年 4 月
15		北田自主防災組織	43 世帯	平成 28 年 4 月
16		権現堂公民館自主防災部	51 世帯	平成 30 年 8 月
17		漆立自治公民館自主防災部	50 世帯	平成 29 年 4 月
18		十二神部落防災部	55 世帯	平成 30 年 4 月
19		上久保地区自主防災会	48 世帯	平成 27 年 4 月
20		岡田地区自主防災会	42 世帯	平成 30 年 4 月

21		越田地区公民館自主防災部	50 世帯	平成 30 年 4 月
22	赤石	平沢上通自主防災会	163 世帯	平成 24 年 4 月
23		平沢中通地区自主防災会	70 世帯	
24		平沢北通自治公民館	57 世帯	平成 26 年 4 月
25		高木地区自主防災組織	387 世帯	平成 31 年 4 月
26		桜町北通自主防災会	183 世帯	平成 30 年 4 月
27		桜町南通自主防災会	166 世帯	平成 25 年 4 月
28		赤石 7 区地区自主防災組織	179 世帯	平成 24 年 4 月
29		赤石 8 区自主防災会	208 世帯	平成 26 年 4 月
30		日詰駅前自主防災会	91 世帯	平成 27 年 4 月
31		大日堂地区防災会	211 世帯	平成 20 年 4 月
32		箱清水地区自主防災会	109 世帯	令和 2 年 4 月
33		京田地区自主防災会	69 世帯	平成 26 年 3 月
34		地区活力センター（小路口・蔭沼）	153 世帯	平成 24 年 4 月
35		大成地区自主防災部	128 世帯	平成 30 年 4 月
36		野沢自治公民館	256 世帯	平成 25 年 1 月
37		赤石 20 区自治協議会自主防災会	173 世帯	平成 24 年 4 月
38	彦部	川前地区自主防災会	144 世帯	平成 29 年 4 月
39		大巻自主防災会	127 世帯	平成 25 年 4 月
40		星山地区自主防災会	318 世帯	令和 2 年 4 月
		星山上通公民館		平成 24 年 5 月
		大地町公民館消防計画		平成 21 年 2 月
		間野村自治会自主防災部		平成 30 年 5 月
41	佐比内	佐比内防災会	342 世帯	平成 19 年 7 月
42	赤沢	赤沢地区自主防災会	380 世帯	平成 29 年 11 月
43	長岡	北上自主防災会	41 世帯	平成 24 年 4 月
44		六日町防災会	33 世帯	平成 25 年 4 月
45		新田自治公民館	24 世帯	平成 24 年 4 月

2-6-1 指定緊急避難場所一覧表

指定緊急避難場所一覧表（災害発生時に住民が一時的に避難する学校の校庭等）

	避難場所名	所在地	収容人員	電話番号
中央 地区	日詰小学校	日詰字朝日田 228-1	540	672-3590
	古館小学校	高水寺字土手79	490	672-3560
	赤石小学校	南日詰字箱清水 172-1	540	672-3460
	紫波運動公園	桜町字下川原地内	15,000	676-2650
	城山公園	二日町字古館地内	10,000	672-3260
	県立紫波総合高等学校	日詰字朝日田 1	5,000	672-3690
	紫波第一中学校	平沢字松田 42-2	2,000	672-3580
	岩手中央農協紫波支所	桜町字上野沢 38-1	1,500	676-3111
	サン・ビレッジ紫波	紫波中央駅前 2-1-1	7,000	671-2888
	岩手県 フットボールセンター	紫波中央駅前 2-1-1	5,000	681-8010
西部 地区	旧水分小学校	吉水字小深田184	350	
	西の杜小学校	稲藤字牡丹野30	240	673-7405
	旧片寄小学校	片寄字野崎95-7	350	673-7207
	ラ・フランス温泉館	小屋敷字新在家 90	3,500	673-8555
	紫波第三中学校	稲藤字牡丹野 5-1	2,000	673-7305
東部 地区	旧彦部小学校	彦部字暮坪165-5	360	
	旧星山小学校	星山字樋口80	280	
	旧佐比内小学校	佐比内字芳沢1-7	310	
	旧赤沢小学校	遠山字中松原71-1	360	
	長岡農村公園	東長岡字竹洞	400	
	紫波フルーツパーク	遠山字松原1-11	250	
	佐比内サイクルパーク	佐比内字外ヶ沢地内	500	
	紫波東学園	犬吠森字間木沢 70	1,500	672-3480

2-6-2 指定避難所一覧表

指定避難所一覧表

中央地区

避難地域	指定避難所名	所在地	電話番号	地震災害	土砂災害	浸水(内水)	浸水(北上川洪水時)及び [避難優先者(要配慮者)]
日 詰	中央公民館	日詰字下丸森 24-2	672-3372	○	○	○	日詰 4・5・6・7・8 区 [日詰地区要配慮者]
	総合体育館	桜町字下川原 100	676-2650	○ (アリーナを 除く)			
	日詰第二・第三・第四 こどもの家	日詰西一丁目 2-14	676-5807	○	○	○	日詰 4・5・6・7・8 区
	シェーンハイムしわ 旧保健センター	日詰字東裏 85-1	601-2525	○	○	○	日詰 7 区 (一時避難)
	日詰小学校	日詰字朝日田 228-1	672-3590	○	○	○	日詰地区
	サン・ビレッジ紫波	紫波中央駅前 2-1-1	671-2888	○	○	○	
	役場庁舎 はつらつホール	紫波中央駅前 2-3-1	672-2111				[要配慮者]
	紫波町 地域交流センター	紫波中央駅前 2-3-3	672-2918	○	○	○	
	県立紫波総合高校	日詰字朝日田 1	672-3690	○	○	○	日詰地区、古館地区
古 館	古館公民館	高水寺字土手 77	676-2323	○	○	○	古館 3・4・5・6・9・ 12・13・14・15・17・18 区
	古館公民館 (ふれあいホール)	高水寺字土手 77	676-2254	○	○	○	
	古館小学校	高水寺字土手 79	672-3560	○	○		
	古館保育所	高水寺字土手 61	676-6048	○	○	○	古館 3・4・5・6・9・ 12・13・14・15・17・18 区
	長岩寺	二日町字北七久保 123	672-3034	○	○	○	古館上町 (西地区) (一時避難)
	善念寺	二日町字北七久保 188	672-3135		○	○	
	本誓寺	二日町字北七久保 204	672-3440	○	○	○	
	総合福祉センター	二日町字古館 356-1	672-3258	○	○	○	古館上町 (東地区) [要配慮者]
	中陣公民館	中島字下長根 201-1	01-2585	○	○		古館 7・8 区
赤 石	赤石公民館	日詰駅前一丁目 10-2	676-3999	○	○	○	赤石 4・5・6・10・11・ 12・14・15・16 区 [赤石地区要配慮者]
	赤石小学校	南日詰字箱清水 172-1	672-3460	○	○	○	
	紫波第一中学校	平沢字松田 42-2	672-3580	○	○	○	赤石 1・7・11・13 区
	岩手中央農協紫波支 所	桜町字上野沢 38-1	676-3111		○	○	
	にいやま荘	桜町字三本木 46-1	676-5777	○	○		[要配慮者]
	岩手中央農協 旧赤石支所	日詰駅前一丁目 9-2	672-3315		○	○	赤石 4・5・6・10・12・ 14・15・16 区

西部地区

避難 地域	避難場所名	所在地	電話番号	地震 災害	土砂 災害	浸水 (内水)	避難優先者(要配慮者)
水分	水分公民館	吉水字小深田 69-1	673-8222	○	○	○	水分地区要配慮者
	旧水分小学校	吉水字小深田 184		○	○	○	
	旧水分児童館	吉水字中村 66-7	673-7234		○	○	
	ラ・フランス温泉館	小屋敷字新在家 90	673-8555	○ (花巻断層帯震源地の場合を除く)		○	
	ききょう荘	上松本字内方 96	673-7670	○ (花巻断層帯震源地の場合を除く)		○	
	南伝法寺公民館	南伝法寺字漆田 98		○	○	○	
志和	西の杜小学校	稲藤字牡丹野 30	673-7405	○	○	○	
	紫波第三中学校	稲藤字牡丹野 5-1	673-7305	○	○	○	
	虹の保育園	稲藤字牡丹野 40-1	673-7307	○	○	○	
	岩手中央農協本所 (志和公民館)	土館字沖田 98-20	673-7111	○	○	○	志和地区要配慮者
	旧片寄小学校	片寄字野崎 95-7		○	○	○	
	百寿の郷	土館字関沢 24-1	671-7211	○ (花巻断層帯震源地の場合を除く)		○	要配慮者

東部地区

避難地域	避難所名	所在地	電話番号	地震災害	土砂災害	浸水(内水)	浸水(北上川洪水時)及び [避難優先者(要配慮者)]
彦部	野上自治公民館	彦部字耳ヶ沢 40-1		○	○	○	彦部 1 区
	長徳寺	彦部字暮坪 168-1	672-3326		○	○	彦部 2・3 区
	旧彦部小学校	彦部字暮坪 165-5		○	○	○	彦部 4・5・6 区 [彦部地区要配慮者]
	東部保育所	彦部字暮坪 176-1	676-2355		○	○	彦部 4・5・6 区
	野村胡堂・あらえびす記念館	彦部字暮坪 193-1	676-6896	○	○	○	彦部 4・5・6 区
	彦部公民館	大巻字梅ノ木 68-1	676-4670	○	○		
	星山上通自治公民館	星山字津花 68-4		○	○	○	彦部 9・10 区
	旧星山小学校	星山字樋口 80		○	○		
	樋ノ口自治公民館	星山字上谷地 63		○	○		彦部 9・10 区
	紫波東学園	犬吠森字間木沢 70	672-3480	○	○		
佐比内	佐比内第三公民館	佐比内字平田 14-2			○	○	佐比内 7 区
	佐比内保育所	佐比内字館前 1-1	674-2202		○	○	
	佐比内公民館	佐比内字片山 35-2	674-2626	○	○		
	シニアプラザ佐比内	佐比内字館前 1-1	674-2375		○	○	[佐比内地区要配慮者]
	旧佐比内小学校	佐比内字芳沢 1-7		○	○	○	
	旧彦部小学校	彦部字暮坪 165-5		○	○	○	佐比内 8・9 区
赤沢	赤沢公民館	赤沢字駒場 2-2	676-3036	○	○	○	[赤沢地区要配慮者]
	旧赤沢児童館	赤沢字駒場 1-1			○	○	
	旧赤沢小学校	遠山字中松原 71-1		○	○	○	
	長岡公民館	東長岡字細工田 6-8	676-3789	○	○	○	長岡 8・11 区 [赤沢山屋地区・長岡地区要配慮者]
長岡	常光寺	東長岡字竹洞 116	672-4377		○	○	長岡 11 区
	長岡公民館	東長岡字細工田 6-8	676-3789	○	○	○	長岡 8・11 区 [長岡地区、赤沢山屋地区要配慮者]
	旧長岡小学校	東長岡字竹洞 43		○	○	○	長岡 8・9・11 区
	旧長岡児童館	東長岡字細工田 12-2		○	○	○	長岡 8・11 区
	岩手中央農協 旧長岡活動センター	東長岡字天王 52-3	676-3110		○	○	長岡 4・7 区
	八坂神社	東長岡字天王 10-1			○	○	長岡 7 区
	長岡消防会館	東長岡字天王 52-2			○	○	長岡 4・7 区

北上川洪水時：北上川が増水し、氾濫すること。

内水災害：小河川又は水路等が北上川の堤防内に至る前に増水し、氾濫すること。

※岩手中央農協の名称については令和3年4月現在。

2-6-3 大規模災害時に要支援者の避難施設として社会福祉施設等を使用することに関する協定締結施設一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号
1	紫波町総合福祉センター	紫波町二日町字古館356-1	019-672-3258

2-6-4 大規模災害時に要支援者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定締結施設一覧表

番号	施設名	所在地	電話番号
1	特別養護老人ホームにいやま荘	紫波町桜町字三本木46-1	019-676-5777
2	特別養護老人ホーム百寿の郷	紫波町土館字関沢24-1	019-671-7050

2-8-1 災害時における物資確保及び供給に関する協定

大規模災害時の相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県紫波町及び福島県古殿町（以下「各町」という。）のいずれかにおいて災害が発生し、被災した町（以下「被災町」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、被災町の要請にこたえ、災害を受けていない町が行う応援に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 災害応急活動に必要な車両等の派遣
- (4) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 児童生徒の受入れ
- (6) 被災者に対する住宅のあっせん
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(連絡担当課等)

第3条 前条に掲げる応援に関する事項の連絡が確実かつ円滑に行われるよう、各町の災害応急措置の応援事務を担当する課等（以下「連絡担当課」という。）を別表のとおり定める。

(応援の手続き)

第4条 大規模災害が発生し、応援を要請しようとするときは、次に掲げる事項を明らかにし、文書により前条に規定する連絡担当課を通じ要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話又はその他の方法をもって要請し、その後に文書を提出するものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 提供を要請する物資、資機材等の品名及び数量等
- (3) 提供を要請する車両の種類及び台数
- (4) 派遣を要請する職員の職種及び人員
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援職員の標識等)

第5条 応援の要請を受けた町（以下「応援町」という。）の首長が応援のための職員を派遣するときは、当該職員に当該町名を表示した腕章等の標識をつけさせるものとする。

(応援職員の携行品)

第6条 応援のために派遣される職員は、災害の状況に応じ必要な被服、当座の食料を携行するものとする。

(応援職員に対する便宜の供与)

第7条 被災町は、応援のために派遣された職員（以下「応援職員」という。）に対し、宿舍のあっせん等の便宜を供与するものとする。

(応援職員の派遣に要する経費の負担)

第8条 応援職員の派遣に要した経費の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災町が負担する経費の額は、応援町が定める規程により算出した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は地方公務員災害補償法（昭和42年法律第127号）の規定に基づき応援町が必要な補償を行う。
- (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、被災町が賠償し、被災町への往復の途中において生じたものについては、応援町が賠償するものとする。

(応援に要する費用の負担)

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援町が一時繰替支弁をするものとし、次に定めるところにより算出した額を応援町の請求に基づき、被災町が負担するものとする。

- (1) 応援職員の派遣については、前条に規定する額
- (2) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び故障が生じた場合の修理費

2 前項の請求は、応援町の首長名による請求書に關係書類を添付のうえ、被災町の首長にそれぞれの連絡担当課を経由して行うものとする。

(応援に要する費用負担の特例)

第10条 前条の規定にかかわらず、被災町の被災状況等を勘案し特段の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災町と応援町の間で協議することができる。

(情報の交換等)

第11条 各町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換並びに調査を行うものとする。

(補 則)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項で、特に必要が生じた場合は、連絡担当課が協議して定めるものとする。

(適 用)

第13条 この協定は、平成17年4月15日から適用する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方署名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成17年4月15日

岩手県紫波町 紫波町長

印

福島県古殿町 古殿町長

印

別 表 (第3条関係)

町名	連絡担当課		NTT 回線		地域衛星通信回線	
	課 名	係名等	電話番号	FAX	電話番号	FAX
岩手県 紫波町	消防 防災課	消防 防災係	019-672-2111 ダイヤルイン 019-672-6869	019- 672-2311	003-4121(消防防災課) 003-4122(交換)	003- 4129
福島県 古殿町	総務課	消 防 交 通係	0247-53-3111 ダイヤルイン 0247-53-4611	0247- 53-3154	007-346-88-150(課長) 007-346-88-151(消防交通係)	007-346- 88-196

(令和6年4月1日現在)

2-8-2 紫波町の災害時の民間応援協定締結状況

紫波町の災害時の民間応援協定締結状況一覧表

令和 6 年 10 月 1 日現在

区 分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	連絡要請 担 当 課
医療救護活動	①医療救急班の派遣	昭和 63 年 1 月 29 日	紫波郡医師会	災害時の医療救護活動に関する協定	健康福祉課
施設応急処置	②災害現場応急処置	平成 15 年 1 月 27 日	紫波町建設産業連絡協議会	災害時における応急対策業務に関する協定	土木課 総務課
紫波運動公園応急処置	③紫波運動公園入口仮締切り	平成 18 年 1 月 19 日	佐々木建設(株) 橘建設(株) (株)小松組 (株)十文字組 岡崎建設(株)	桜町地区災害時等における応急業務に関する協定	土木課 消防防災課
機材の確保	④避難所等のレンタル機材の提供	平成 18 年 1 月 19 日	(株)アクティオ	災害時等におけるレンタル機材の提供に関する協定	教育総務課
生活必需品の確保	⑤避難所のレンタル寝具類の提供	平成 18 年 1 月 19 日	(有)花籠製綿	災害時等におけるレンタル寝具の提供に関する協定	環境課
	⑥プロパンガス及び資機材の供給	平成 18 年 10 月 4 日	(社)岩手県高圧ガス保安協会盛岡支部	災害時におけるプロパンガス等の供給に関する協定	商工観光課
電力復旧協力	⑦電力設備及び復旧作業の協力	平成 20 年 6 月 13 日	東北電力(株)盛岡営業所	災害時における電力復旧協力に関する協定書	土木課
食料品・生活物資の確保	⑧避難所等の食料品・生活物資の供給	平成 20 年 8 月 29 日 平成 23 年 8 月 23 日	協同組合盛岡南ショッピングセンター 株式会社ジョイス イオンリテール株式会社マックスバリュウ紫波店 株式会社ユニバー 株式会社薬王堂	災害時等における食料品・生活物資の供給に関する協定	町民課
生活物資の確保	⑨避難所等の生活物資の供給	平成 20 年 8 月 29 日	株式会社サンデー	災害時等における生活物資の供給に関する協定	町民課
石油類の確保	⑩燃料及び資機材並びに要員の提供	平成 20 年 8 月 29 日	岩手県石油商業組合盛岡支部	災害時における応急対策用燃料及び資機材の調達並びに要員確保の要請に関する協定	消防防災課
機材の確保	⑪避難所等のレンタル機材の提供	平成 20 年 8 月 29 日	株式会社レンタルのニッケン盛岡営業所	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	環境課
在宅要援護者の援助	⑫在宅要援護者の避難所使用	平成 20 年 8 月 29 日	社会福祉法人紫波会 社会福祉法人志和大樹会	大規模災害時に要援護者の避難施設として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定	長寿介護課
災害情報の収集伝達	⑬アマチュア無線による情報収集伝達	平成 20 年 8 月 29 日	紫波町アマチュア無線同好会	災害時におけるアマチュア無線による情報伝達に関する協定	消防防災課
資機材等物資の確保	⑭資機材物資の確保	平成 21 年 2 月 27 日	ホームック株式会社	災害時等における資機材物資の供給に関する協定	消防防災課
飲料製品の確保	⑮飲料製品の確保	平成 26 年 8 月 11 日	みちのくコカコーラボトリング株式	災害時における災害救援ベンダー使用に関する協	総務課

資料編 2 災害予防計画

			会社	定	
飲料水の確保	⑯飲料水の確保	平成 26 年 8 月 22 日	みちのくコココー ラボトリング株式 会社	災害時における飲料の確 保に関する協定	総務課
物資の 緊急輸送	⑰物資の緊急輸 送及び物資拠点 の運営	平成 27 年 7 月 17 日	ヤマト運輸株式会 社 岩手主管支店	災害時における物資の緊 急輸送及び物資拠点の運 営等に関する協定書	総務課
災害時の 対応及び 平常時の 相互協力	⑱災害発生時の 対応と平常時の 高齢者等見守り 及び道路損傷等 発見時の対応	平成 29 年 5 月 31 日	日本郵便株式会社 紫波町内郵便局	災害発生時の対応と平常 時における高齢者等見守 り活動の相互協力及び道 路損傷等発見時の対応に 関する協定書	消防防災課 長寿介護課 土木課 環境課
機材の確 保	⑲災害時におけ る必要な物資の 賃貸	平成 29 年 12 月 4 日	川を知る会	災害時における必要な物 資の賃貸に関する協定書	消防防災課
避難所の 確保	⑳紫波高の施設 利用	平成 30 年 5 月 8 日	岩手県立 紫波総合高校	災害時における避難所等 施設利用に関する協定	消防防災課
食料品・ 生活物資 の確保	㉑食料品などの 供給	平成 30 年 9 月 11 日	イオンスーパーセ ンター株式会社	災害時等における食料品・ 生活物資の供給に関する 協定	町民課
災害情報 の収集	㉒無人航空機に よる情報収集	平成 30 年 10 月 15 日	株式会社 マルショウ紫波	災害時における無人航空 機による情報収集に関す る協定	消防防災課
機材の確 保	㉓物資の提供	平成 30 年 11 月 26 日	三協フロンテア 株式会社	災害時における必要な物 資の提供に関する協定	消防防災課
電力協力	㉔電力確保の支 援	令和元年 12 月 12 日	三菱重工業株式会 社 岩手三菱自動車販 売 株式会社	災害時における電動車両 等の支援に関する協定	消防防災課
廃棄物処 理	㉕廃棄物処理の 支援	令和元年 12 月 12 日	一般社団法人 岩手県産業資源循 環協会県央支部	災害時における廃棄物の 処理等に関する協定	環境課
災害情報 の収集	㉖無人航空機に よる情報収集	令和 2 年 2 月 13 日	有限会社佐々円工 務店 JUAVAC ドローンエ キスパートアカデ ミー岩手校	災害時における無人後期 の運用に関する協定	消防防災課
行政事務 支援	㉗行政事務支援	令和 2 年 3 月 2 日	岩手県行政書士会	災害時における支援協力 に関する協定	税務課
機材の確 保	㉘避難所等の レンタル機材 の提供	令和 3 年 12 月 15 日	日立建機日本株式 会社	災害時におけるレンタル 機材の提供に関する協定	消防防災課
ボランテ ィアセン ター	㉙ボランティ アセンターの 設置運営	令和 3 年 12 月 24 日	社会福祉法人紫波 町社会福祉協議会	紫波町災害ボランティア センターの設置・運営等 に関する協定	健康福祉課
電力協力	㉚電力確保の 支援	令和 4 年 1 月 14 日	SBI エナジー株式 会社	災害時における太陽光発 電設備による電力供給に 関する協定	消防防災課
機材の確 保	㉛避難所等のレ ンタル機材の提 供	令和 5 年 8 月 9 日	株式会社ダスキ ン盛岡	災害時におけるレンタル 機材の提供に関する協定	消防防災課

地方自治体との災害時の応援協定締結状況一覧表

令和 2 年 4 月 1 日現在

区 分	協定の内容	締結月日	協定の相手方	協定の名称	連絡要請 担 当 課
自治体 相 互 応 援	大規模災害食料、生 活必需品、資機材、車 両、職員の応援	平成 17 年 4 月 15 日	福島県古殿町	大規模災害時の相互 応援に関する協定	総務課

2-9-1 町内の災害時孤立化想定地域

災害時孤立化想定地域

番号	地 域		孤立化の要因	
	地区名	集落名	発生原因	路線名
1	水 分	上松本	断層帯	町道西部開拓線
2	水 分	升 沢	断層帯	県道紫波インター線
3	志 和	田面木	断層帯	町道石田線
4	志 和	新 山	断層帯	県道盛岡和賀線
5	志 和	沢 田	断層帯	県道盛岡和賀線
6	志 和	漆 立	断層帯	町道沢崎久保田線
7	志 和	十二神	断層帯	町道野際二ッ森線
8	佐比内	中 沢	・道路構造物損傷 ・アクセス道路1本	町道中沢線
9	赤 沢	峠	・道路構造物損傷 ・雪崩危険箇所 ・アクセス道路1本	町道長岡徳田線

2-10-1 防災資機材一覧表

防災器具、資材数一覧表

令和6年10月1日現在

装備	保管場所			計
	防災倉庫	消防団屯所	地区公民館	
ジェットシューター		121		121
スコップ	13	192		205
完成土嚢	50	1,003		1,053
土嚢袋	9,800	8,960		18,760
土嚢砂 (m³)	2	28		30
つるはし		19		19
とうが		42		42
おの		18		18
発電機	23	20		43
ブルーシート		20		20
救命胴衣		20		20
チェーンソー		7		7

2-15-1 北上川浸水想定区域要配慮者施設一覧表

令和6年10月1日現在

施設名	想定被害	住所
まさひとデンタルクリニック	洪水被害	紫波町高水寺字田中52-3
宅老所えんどり古館指定通所介護事業所	洪水被害	紫波町高水寺字田中98-2
城北歯科医院	洪水被害	紫波町高水寺古屋敷89-4
ショートステイ紫波	洪水被害	紫波町桜町字三本木18
ピースハートさくらまち保育園	洪水被害	紫波町桜町字三本木22-4
県立中央病院附属紫波地域診療センター	洪水被害	紫波町桜町字三本木32
特別養護老人ホームにいやま荘	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
特別養護老人ホームにいやま荘桜町ユニット	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
にいやま荘短期入所生活介護事業所	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
にいやま荘通所介護事業所	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
グループホームやすらぎ	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
高齢者生活福祉センターこもれび	洪水被害	紫波町桜町字三本木46-1
はこざき脳神経外科クリニック	洪水被害	紫波町桜町三本木167-1
紫波東学園	洪水被害	紫波町犬吠森字間木沢70
宅老所えんどり指定通所介護事業所	洪水被害	紫波町犬吠森字間木沢124

2-16-1 除雪機械一覧表

除雪機械一覧表

令和6年10月末現在

保有部・課等		機 種	台数(台)	備 考
建設部	土 木 課	トラック	3	4 t × 2、3 t × 1
		ロータリー	1	
		タイヤドーザー	4	
		グレーダー	3	
		クレーン付トラック	1	
		バックホー	1	
		ハンドガイド	6	

2-17-1 山地災害危険地区一覧表

番号	位置		人家(戸)	道路	危険区分	備考
	大字	字				
1	土館	上平沢	5	他	山腹崩壊	国有林
2	片寄	中平		他	山腹崩壊	
1	佐比内	芳沢	16	他	崩壊土砂	
2	佐比内	佐比内	2	他	崩壊土砂	
3	佐比内	平栗	3	他	崩壊土砂	
4	片寄	中平	55	県	崩壊土砂	
5	片寄	中平	34	県	崩壊土砂	
6	片寄	中平	36	高	崩壊土砂	
7	上松本	上松本	20	他	崩壊土砂	
8	南伝法寺	田沢	1	他	崩壊土砂	
9	赤沢	赤沢	66	他	崩壊土砂	
10	土館	和山	24	他	崩壊土砂	
11	土館	和山	56	県	崩壊土砂	
12	土館	和田	19	他	崩壊土砂	
13	土館	稲荷坂		他	崩壊土砂	
14	片寄	中平	1	高	崩壊土砂	
15	土館	松本平		他	崩壊土砂	
16	土館	松本平		他	崩壊土砂	

2-17-2 土砂災害警戒区域一覧表

急傾斜地の崩壊

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	112A1001	中沢-4	佐比内字中沢	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
2	087B1012	外野	柄内字沢田	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
3	099B1007	田屋	佐比内字田屋	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
4	111B2005	神田-3	佐比内字神田	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
5	112B1004	砥ヶ崎	佐比内字砥ヶ崎	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
6	112B1005	中沢-8	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
7	087B1011	小森-3	江柄字小森	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
8	099B1001	田中	赤沢字田中	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
9	099B1002	太田	赤沢字太田	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
10	099B1003	田次	赤沢字田次	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
11	099B1004	長洞	赤沢字長洞	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
12	099B1008	田屋-1	佐比内字田屋	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
13	099E1001	大内渡	赤沢字大内渡	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
14	100B1003	中沢	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
15	100B1004	中沢-1	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
16	100B1005	中沢-2	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
17	100B1006	中沢-3	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
18	112B1001	中沢-5	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
19	112B1002	中沢-6	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
20	112B1003	中沢-7	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
21	112B1006	中沢-9	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
22	088B1023	下峠	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
23	088B1024	下峠-1	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
24	100B1001	五龍	船久保	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
25	111B2001	黒森	佐比内	岩手県告示第206号	H28. 3. 4

26	111B2003	神田-1	佐比内	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
27	111B2004	神田-2	佐比内	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
28	099B1005	小深田	彦部	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
29	100B1002	平栗	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
30	112B1007	中沢-10	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28. 3. 29

土石流

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	A099001	田屋の沢(1)	佐比内字田屋	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
2	A099101	田中の沢(2)	赤沢字田中	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
3	B099103	田中の沢(1)	赤沢字田中	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
4	B099106	門田の沢	大巻字上山	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
5	B099108	茶屋の沢(1)	赤沢字大内渡	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
6	B099116	鴨目田の沢	佐比内字三子平	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
7	B099118	田屋の沢(2)	佐比内字田屋	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
8	B099119	牛ノ頭の沢(2)	佐比内字田屋	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
9	B099120	牛ノ頭の沢(3)	佐比内字田屋	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
10	B100102	山口の沢(8)	山屋字山口	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
11	B100106	杉町の沢(2)	船久保字一本木	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
12	B100107	一本木の沢	船久保字一本木	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
13	B100108	杉町の沢(4)	赤沢字御蔵山	岩手県告示第257号	H22. 3. 19
14	A098102	内方の沢(2)	上松本字内方	岩手県告示第571号	R6. 11. 29
15	A098004	漆原の沢	片寄字小山沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
16	B099109	茶屋の沢(3)	赤沢字大内渡	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
17	B100115	中沢(5)	佐比内字中沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
18	B111102	千手堂の沢(2)	彦部字千手堂	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
19	B098104	鶉森の沢(2)	片寄字中平	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
20	B100111	正分沢	佐比内字正分沢	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
21	A098002	竹原の沢	升沢字前平	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
22	A098105	鶉森の沢(1)	片寄字中平、鶉森	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
23	J098101	内方の沢(3)	上松本字高屋敷、境	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
24	J098102	内方の沢(4)	上松本字秋祭、高屋敷、境、小森	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
25	A098101	内方の沢(1)	小屋敷字新在家他12字	岩手県告示第545号	H27. 6. 30
26	A098103	田面木の沢	土館	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
27	B098102	弥勒地の沢(2)	土館	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
28	B098101	弥勒地の沢(1)	土館	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
29	B099110	茶屋の沢(2)	赤沢	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
30	B098103	関沢(1)	土館	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
31	B100105	杉町の沢(3)	船久保	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
32	B088125	音水沢	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
33	B099104	牛ヶ馬場の沢	赤沢	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
34	B099105	座比の沢	赤沢	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
35	B099117	田屋の沢(3)	佐比内	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
36	B100101	山口の沢(6)	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
37	B100103	山口の沢(4)	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
38	B100104	船久保の沢	船久保	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
39	B111101	千手堂の沢(1)	彦部	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
40	J088119	下峠の沢	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
41	J099103	牛ノ頭の沢(1)	佐比内	岩手県告示第206号	H28. 3. 4

42	J099104	田屋の沢	佐比内	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
43	J099105	神田の沢	佐比内	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
44	J100102	山口の沢(1)	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
45	J100103	山口の沢(2)	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
46	J100104	山口の沢(3)	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
47	J100105	山口の沢(5)	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
48	J100106	山口の沢(7)	山屋	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
49	J100107	五龍の沢	船久保	岩手県告示第206号	H28. 3. 4
50	A098001	上山新田の沢	南伝法寺字上山新田	岩手県告示第571号	R6. 11. 29
51	B099101	道地の沢	北田字山王	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
52	B099102	清水袋の沢	紫野字別当	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
53	B099107	茶屋の沢(4)	赤沢字木戸脇	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
54	B099112	長洞の沢	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
55	B099111	大内渡の沢	赤沢字大内渡	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
56	B099113	三子平の沢(3)	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
57	B099114	三子平の沢(2)	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
58	B099115	三子平の沢(1)	赤沢字長洞	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
59	B100112	平栗沢(4)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
60	B100113	平栗沢(3)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
61	B100114	平栗沢(5)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
62	B100116	中沢(4)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
63	B100117	中沢(3)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
64	B100118	中沢(2)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
65	B100119	中沢(1)	佐比内字中沢	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
66	B112301	砥ヶ崎の沢(2)	佐比内字砥ヶ崎	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
67	J098103	内方の沢(5)	上松本字内方	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
68	J099101	木戸脇の沢(1)	赤沢字木戸脇	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
69	J099102	木戸脇の沢(2)	赤沢字木戸脇	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
70	J100108	平栗沢(6)	佐比内字平栗	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
71	J100109	芳沢の沢	佐比内字芳沢	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
72	J112301	砥ヶ崎の沢(3)	佐比内字砥ヶ崎	岩手県告示第330号	H28. 3. 29
73	A098003	浦田の沢	土館字松森	岩手県告示第956号	H30. 12. 21
74	A098005	漆田の沢	片寄字御在所	岩手県告示第956号	H30. 12. 21
75	A098104	関沢(2)	土館字和山	岩手県告示第956号	H30. 12. 21
76	B100109	杉町の沢(1)	赤沢字杉町	岩手県告示第956号	H30. 12. 21
77	B100110	行人平の沢	赤沢字行人平	岩手県告示第956号	H30. 12. 21
78	J098104	大明神の沢	片寄字大明神	岩手県告示第956号	H30. 12. 21
79	J100101	五ツ葉の沢(2)	山屋字峠	岩手県告示第956号	H30. 12. 21
—	B111202	鳥鳴田の沢	彦部字一ノ沢(新堀第66号)	岩手県告示第956号	H27. 6. 30

地すべり

番号	箇所番号	箇所名	字	告示番号	告示年月日
1	115	田屋	佐比内田屋	岩手県告示第112号	R2. 3. 3

2-18-1 消防力一覧表

消防力一覧表

(令和5年4月1日)

区 分		紫波消防署	紫波町消防団	備 考
人 員	消 防 職 員	32名		
	消 防 団 員		489名 (充足率80.09%)	定数604名
消 防 車 両 等	指 揮 車	1台		
	本 部 車		1台	
	消防ポンプ自動車	2台	14台	
	小型動力ポンプ付積載車		21台	
	救 急 車	1台		
	作 業 車		1台	
消防救急 デジタル無線 通信機器	基 地 局	1台		
	車 載 型	5台	16台	
	携 帯 型	6台 (衛星携帯電話 1台を含む。)	23台	
	卓 上 型	1台		
	可 搬 型	2台		
消 防 水 利	消 火 栓	414箇所		
	防 火 水 槽	173箇所		

2-18-2 消防相互応援協定

消防相互応援協定

盛岡市、八幡平市、雫石町、葛巻町、岩手町、滝沢村、紫波町及び矢巾町(以下「協定市町村」という。)は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき消防の相互応援について次のとおり協定を締結する。

第1条 協定市町村は、他の協定市町村の区域内において火災その他の災害が発生したことを認知したときは、次に定めるところにより応援隊を派遣するものとする。ただし、協定市町村は、状況に応じ応援隊の隊数を増加することができる。

- (1) 近接区域に火焰を認めたとき 2 隊
- (2) 情報により大火その他の大規模の災害の発生を知ったとき 3 隊

2 協定市町村は、火災その他の災害の発生により他の協定市町村から応援の要請を受けたときは、その要請を受けた数の応援隊を派遣するものとする。ただし、当該協定市町村の区域内において同様の災害が発生し、又は同様の災害が発生するおそれがある場合は、応援隊を派遣せず、又は要請を受けた数より少ない数の応援隊を派遣することができる。

第2条 応援の要請は、応援の要請をしようとする協定市町村の長が次に掲げる事項を明示して電話その他の方法により、応援を求める協定市町村の別表に定める場所に対して行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生場所
- (3) 応援隊の数並びに必要な人員及び機械器具
- (4) 応援隊受領(誘導員配置)場所
- (5) その他必要な事項

第3条 応援の要請をした協定市町村は、応援隊の受領場所に誘導員を待機させ、到着した応援隊の誘導に努めるものとする。

第4条 応援隊は、その現場に到着したときは、直ちに要請を受けて派遣された応援隊にあつては、応援を受けた協定市町村(以下「受援市町村」という。)の長及び消防団長に、災害の発生を認知して要請を受けることなく派遣された応援隊にあつては受援市町村の消防団長にその旨を報告し、それぞれ当該受援市町村の消防団長の指揮に従って総合消防力の発揮に努めるものとする。

2 応援隊に対する指揮は、当該応援隊の長に対して行うものとする。

第5条 応援に要した費用で次に掲げるものについては、応援した協定市町村(以下「応援市町村」という。)が負担するものとする。

- (1) 応援隊員の手当に係る費用
- (2) 機械器具に破損又は故障が生じた場合の修繕費。ただし、次条第2号に該当するものを除く。
- (3) 燃料費

第6条 応援に要した費用で次に掲げるものの負担区分については、応援市町村と受援市町村において協議のうえ決定するものとする。

- (1) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合(往路中に生じた場合を含む。)の災害補償に要する費用
- (2) 機械器具に重大な破損を生じた場合の修理費

第7条 応援隊員が応援業務に従事中第三者に与えた損害については、受援市町村がその賠償の責に任ずるものとする。ただし、その損害が応援業務に従事中によるものであるかどうかの判定については、応援隊員と受援市町村協議のうえ決定するものとする。

2 応援隊員が応援の往路及び帰路において第三者に与えた損害については、応援市町村側が負担その賠償の責に任ずるものとする。

第8条 応援に要した費用で前3条に定めのないものについては、受援市町村が負担するものとする。

第9条 応援を受けた場合の応援措置に要する費用は、応援市町村が一時繰替支弁するものとし、当該応援市町村の請求に基づいて支払うものとする。

第10条 次に掲げる協定は廃止する。

- (1) 盛岡市、滝沢村、雫石町、玉山村、都南村、矢巾町及び紫波町の間において昭和38年11月29日締結した消防相互応援協定

- (2) 岩手町、雫石町、葛巻町、西根町、玉山村、松尾村及び滝沢村の間において昭和45年7月1日締結した岩手郡消防相互応援協定

上記協定の締結を証するため、本書 8 通を作成し各協定市町村記名押印のうえおのおのその1通を保有する。

上記のとおり協定する。

平成19年 3 月30日

盛岡市長	谷 藤 裕 明
八幡平市長	田 村 正 彦
雫石町長	中屋敷 十
葛巻町長	中 村 哲 雄
岩手町長	民部田 幾 夫
滝沢村長	柳 村 典 秀
紫波町長	藤 原 孝
矢巾町長	川 村 光 朗

別 表

市町村名	指定場所	局 名	電話番号
盛 岡 市	消防本部	盛 岡	019-622-2175
八幡平市	市 役 所	八幡平	0195-76-2111
雫 石 町	役 場	雫 石	019-692-2111
葛 巻 町	分 署	葛 巻	0195-66-2709
岩 手 町	役 場	岩 手	0195-62-2111
滝 沢 村	役 場	滝 沢	019-684-2111
紫 波 町	役 場	紫 波	019-672-2111
矢 巾 町	役 場	矢 巾	019-697-2111

2-18-3 消防相互応援に関する協定

消防相互応援に関する協定

(平成 13 年 5 月 1 日締結)

消防相互応援に関する協定（平成 10 年 12 月 1 日締結）の全部を改正する。

（目的）

第 1 条 この協定は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 21 条の規定に基づき、第 2 条に規定する一部事務組合及び市の行政区域内に災害が発生した場合における消防相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（協定組合等）

第 2 条 この協定は、次に掲げる一部事務組合及び市（以下「協定組合等」という。）の相互間において行うものとする。

- (1) 盛岡地区広域行政事務組合
- (2) 宮古地区広域行政組合
- (3) 両磐地区消防組合
- (4) 釜石大槌地区行政事務組合
- (5) 胆沢地区消防組合
- (6) 久慈地区広域行政事務組合
- (7) 花巻地区消防事務組合
- (8) 北上地区消防組合
- (9) 大船渡地区消防組合
- (10) 遠野地区消防事務組合
- (11) 陸前高田市
- (12) 江刺市
- (13) 二戸地区広域行政事務組合

（災害の範囲）

第 3 条 この協定において、災害とは、次の災害をいう。

- (1) 消火、救急及び救助の応援活動を必要とする大規模又は特殊な災害
- (2) 火災原因調査の応援活動を必要とする大規模又は特異な火災

（応援要請）

第 4 条 災害が発生した協定組合等（以下「要請組合等」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、第 2 条に規定する協定組合等（以下「応援組合等」という。）に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害の発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 人員並びに車両及び資機材等の種別及び数量
- (4) 応援場所及び応援場所までの経路
- (5) 応援を要する期間
- (6) その他応援の要請に必要な事項

2 応援の要請は、電話又はファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するもの 97 資料編 第 2 章 災害予防計画とする。

（応援隊等の派遣）

第 5 条 応援組合等の長が前条の規定により応援要請を受けたときは、特別の理由のない限り応援隊を派遣するものとする。

2 前項の規定による要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請組合等の長に通報するものとする。

(自主応援)

第6条 協定組合等は、第3条第1号に規定にする災害が発生したと認められる場合において要請組合等との連絡がとれないとき又は要請組合等が応援を要請するいとまがないと認めるときは、第4条の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、応援組合等は、同条の規定により要請組合等から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援隊の指導)

第7条 応援隊の指揮は、要請組合等の消防長が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に行うことができる。

(応援活動の報告)

第8条 応援隊の長は、応援活動の結果を速やかに要請組合等の消防長に報告するものとする。

(応援費用の負担等)

第9条 協定組合等の応援費用は、原則として要請組合等の負担とする。

2 要請組合等は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援組合等に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(職員の派遣に要した費用の負担)

第10条 応援組合等が職員の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 要請組合等が負担する費用は、応援組合等が定める規程により算定した職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、要請組合等が必要な補償を行う。
- (3) 職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては要請組合等が、要請組合等への往復の途中において生じたものについては応援組合等が、それぞれ賠償する。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、職員の派遣に要した費用については、要請組合等及び応援組合等が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第11条 応援組合等が第9条第2項の規定により応援費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を要請組合等に請求するものとする。

- (1) 職員の派遣については、前条に規定する費用
 - (2) 備蓄資機材については、提供した当該資機材の時価評価額及び輸送費
 - (3) 調達資機材については、当該資機材の購入費及び輸送費
 - (4) 車両及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- 2 前項の規定による請求は、応援組合等の長が要請組合等の長に請求するものとする。
- 3 応援費用の請求が前2項により難しいときは、要請組合等及び応援組合等が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第12条 第9条第1項の規定にかかわらず、要請組合等の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援費用の負担について要請組合等及び応援組合等が協議して定めることができるものとする。

(情報等の交換)

第13条 協定組合等は、この協定に基づく相互応援を円滑に行うため、必要に応じて情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第 14 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、協定組合等の長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 13 年 5 月 1 日から効力を生ずる。

この協定を証するため、本協定書 13 通を作成し、協定組合等の長が記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

平成 13 年 5 月 1 日

盛岡地区広域行政事務組合管理者	桑 島 博 印
宮古地区広域消防組合管理者	熊 坂 義 裕 印
両磐地区消防組合管理者	浅 井 東兵衛 印
釜石大槌地区行政事務組合管理者	小 野 信 一 印
胆沢地区消防組合管理者	後 藤 晨 印
久慈地区広域行政事務組合管理者	久 慈 義 昭 印
花巻地区消防事務組合管理者	渡 邊 勉 印
北上地区消防組合管理者	伊 藤 彬 印
大船渡地区消防組合管理者	甘 竹 勝 郎 印
遠野地区消防事務組合管理者	菊 池 正 印
陸前高田市市長	菅 野 俊 吾 印
江刺市市長	及 川 勉 印
二戸地区広域行政事務組合管理者	小 原 豊 明 印

2-19-1 紫波町火入条例

紫波町火入条例

昭和 60 年 3 月 19 日条例第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）第 21 条に規定する火入れの許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 火入れの許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 町長は、次の要件に該当しなければ火入れの許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が法第 21 条第 2 項各号に該当するものであること。
- (2) 火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び火入地の周囲の現況、火入れをしようとする期間の気象状況の見通しその他の状況により火入地の周囲に延焼するおそれがないと認められるものであること。

(許可の条件)

第 4 条 町長は、火入の適正な実施を確保するため、火入れの許可に条件を付することができる。

(許可の取消し等)

第 5 条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、火入れの許可を取り消し、前条の条件を変更し、又は火入れ行為の中止若しくは火災の予防その他危害の防止のため必要と認める措置を命ずることができる。

- (1) 火入れの許可をした後において第 3 条第 2 号に該当しなくなつたとき。
- (2) 火入れの許可を受けた者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこの条例に基づく処分に違反したとき。

(委任)

第 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2-19-2 紫波町火入規則

紫波町火入規則

昭和 60 年 3 月 19 日規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、紫波町火入条例（昭和 60 年紫波町条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(申請の手続)

第 2 条 条例第 2 条に規定する火入れの許可の申請は、火入れをしようとする期間の初日の 10 日前までに火入許可申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 火入れをしようとする土地（以下「火入地」という。）及び周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す図面
- (2) 火入地が火入れの許可を受けようとする者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、当該土地の所有者又は管理者の承諾書
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(許可証の交付)

第 3 条 条例第 2 条の規定による火入れの申請に係る許可は、火入許可証（様式第 2 号）の交付をもってする。

(火入れ期間)

第 4 条 火入れの期間は、1 件につき 7 日以内とする。

(火入れ面積)

第 5 条 火入地の面積は、1 件につき 1 ヘクタール以内とする。ただし、1 区画（火入地を 1 ヘクタール以下の面積に区画したものをいう。以下同じ。）の火入れが終了した後引き続き他の 1 区画に火入れをする場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による火入地の面積は、5 ヘクタールを限度とする。

(防火帯の設置)

第 6 条 火入れは、火入地（前条ただし書の規定により火入地を区画した場合は、当該区画した火入地。以下同じ。）に接する部分に幅 5 メートル（当該接する部分が傾斜地にある火入地に接する部分で町長が指定する部分及び火入れをする日に一定の風勢がある場合のその風下に当たる部分にあつては、幅 10 メートル）以上の防火帯を設置し、その防火帯の中にある立木その他の可燃物を除去するなど延焼のおそれがないようにして行わなければならない。

2 火入地に前項の防火帯と同等以上の効果があると町長が認める河川、湖沼、用水路、溝等があるときは、同項の規定にかかわらず、防火帯を設置しないことができる。

(火入責任者等)

第 7 条 火入れは、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）及び次の各号に掲げる火入地の面積に応じ、当該各号に定める人数以上の火入れ作業に従事する者（以下「火入従事者」という。）を置いて行わなければならない。

- (1) 0.5 ヘクタール以下の面積 10 人
- (2) 0.5 ヘクタールを超える面積 10 人に 0.5 ヘクタールを超える 0.1 ヘクタールごとに 1 人を加えた人数

(火入れの通知)

第 8 条 火入れの許可を受けた者（以下「火入者」という。）は、許可を受けた火入れの期間内に火入れをする日を定め、その日の前日までに火入れをする日及び時間を町長に通知しなければならない。

(火入れの実施)

第9条 火入れは、次に掲げるところにより実施しなければならない。

- (1) 日の出後に開始し、日没までに終了すること。
- (2) 風勢、湿度、その他の気象状況を十分に考慮して行うこと。
- (3) 風下から行うこと。ただし、火入地が傾斜地であるときは、当該火入地の最も高い部分から行うこと。
- (4) 消火に必要な器具を備えて行うこと。
- (5) 前号に掲げるもののほか、町長の指示に従って行うこと。

2 火入者は、火入れをするときは、火入許可証を携帯しなければならない。

(火入れの中止)

第10条 火入者は、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときその他火入地の周囲に延焼するおそれがあるときは、火入れを中止しなければならない。

2 火入中において、風勢等により火入地の周囲に延焼するおそれが生じたときは、直ちに消火し、火入れを中止しなければならない。

(火入許可証の返納)

第11条 火入者は、火入れが終了したとき又は火入れの期間を経過したときは、町長に火入許可証を返納しなければならない。

(緊急連絡体制)

第12条 火入者は、火入れをするときは、町長及び消防長に連絡することができる体制を整えておかなければならない。

(消防長への通知)

第13条 町長は、火入れの許可をしたとき及び第8条の規定による火入れの通知のあつたときは、消防長にその旨を通知しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 紫波町火入規則（昭和35年紫波町規則第8号）は、廃止する。

様式第 1 号

(第 2 条 関 係)

火 入 許 可 申 請 書

年 月 日

紫波町長 殿

住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
電 話

㊟

次のとおり火入れの許可を受けたいので関係書類を添えて申請します。

火 入 目 的	地ごしらえ 採草地改良	開墾準備	害虫駆除	焼畑
火 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)			
火 入 地	所 在 地			
	所有者又は管理者 の住所及び氏名			
	地 種 区 分	保安林 { } その他 { }	普通林	原野 採草地
	所 有 区 分	国有地 ()	公有地 ()	私有地 ()
	面 積	ヘクタール		
火 入 責 任 者 氏 名				
火 入 従 事 者	男 人	女 人	計 人	
防 火 帯	別添図面のとおり。			
消 火 器 具				
備 考	(添附書類 通)			

記入上の注意事項 地種区分の保安林は保安林種を、その他は土地の現況を記入のこと。

(A 4)

様式第 2 号
(第 3 条関係)

火 入 許 可 証	
紫波町指令第 号	
住 所 氏名又は名称 及び代表者氏名	
年 月 日付けで申請のあった火入について、次のとおり許可しま す。	
年 月 日	
紫波町長 印	
火 入 目 的	地ごしらえ 開墾準備 害虫駆除 焼畑 採草地改良
火 入 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
火 入 地	所 在 地
	所有者又は管理者 の住所及び氏名
	面 積 ヘクタール
火 入 責 任 者 氏 名	
火 入 従 事 者	人以上
指 示 事 項	
備 考	

(A 4)

3-1-1 紫波町災害警戒本部設置要領

紫波町災害警戒本部設置要領

(平成 30 年 4 月 1 日改正)

(設置)

第 1 気象警報、洪水警報が発表された場合、北上川上流洪水予報のうちはん濫注意情報が発せられた場合、町域に震度 4 又は 5 弱の地震が発生した場合、大雨、長雨等により、地滑り、土砂崩れその他の地面現象災害が発生するおそれがある場合、大規模な火災、爆発等による災害が発生するおそれがある場合、岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（河口周辺）のうち噴火警戒レベル 3 が発表された場合、原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合、その他特に必要と認めた場合において、紫波町災害対策本部が設置されるまでの間、必要と認められるときは、情報の収集及び伝達を迅速かつ円滑に行うため紫波町災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

(所掌事項)

第 2 警戒本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 気象予報・警報等の受領及び関係各課等への伝達に関すること。
- (2) 気象情報及び河川の水位情報の収集並びに関係各課等への伝達に関すること。
- (3) 被害の発生状況の把握に関すること。
- (4) その他情報の収集等に関し必要な事項。

(組織)

第 3 警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

- 2 本部長は副町長を、副本部長は企画総務部長及び建設部長をもって充て、本部員には消防防災課長、総務課長、土木課長、下水道課長、本部長が必要と認める課等の長及び消防防災課・土木課・下水道課の長の指名者を充て、本部職員は関係課の職員とする。

(本部長及び副本部長)

第 4 本部長は、総務を総括し、会議を主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集する。

(補則)

第 6 この要領に定めるもののほか、警戒本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

3-1-2 紫波町災害対策本部条例

紫波町災害対策本部条例

昭和 38 年 6 月 24 日
条 例 第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき紫波町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第 2 条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員をもって充てる。
- 4 部長は部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長及び災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 26 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 8 月 24 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

3-1-3 紫波町災害対策本部規程

紫波町災害対策本部訓令第1号

紫波町災害対策本部規程を次のように定める。

昭和63年2月15日

紫波町災害対策本部規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、紫波町災害対策本部条例（昭和38年紫波町条例第21号。以下「条例」という。）第5条の規定により、紫波町災害対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(副本部長及び本部員)

第2条 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。
2 災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）に事故があるときにその職務を代理する順位は、次のとおりとする。

第1順位 副町長

第2順位 教育長

3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 紫波町町長部局行政組織規則（平成18年紫波町規則第2号）第4条に規定する部の長

(2) 紫波町教育委員会行政組織規則（昭和46年紫波町教育委員会規則第6号）第3条の2に規定する部の長

(3) 消防団長

(4) ボランティアセンター設置時は、紫波町社会福祉協議会代表者

4 町長は、必要と認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、各課等の長、警察・消防・自衛隊等関係機関の者及び町の職員から本部員を指名することができる。

(事務所の位置)

第3条 本部の事務所は、原則として紫波町役場内に置く。

(本部員会議)

第4条 災害対策の重要な事項を審議するため、本部員会議を置く。

2 本部員会議は、災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、副本部長及び本部員をもって構成する。

(本部連絡員)

第5条 本部に本部連絡員（以下「連絡員」という。）を置く。

2 連絡員は、副本部長の命令の伝達に当たるほか、次条第1項に規定する部相互間の連絡、調整及び情報収集の事務を担当する。

3 連絡員は、次条第2項に規定する部長が当該部内の職員のうちから指名する。

(部及び部長、副本部長等)

第6条 本部に別表第1の左欄に掲げる部を置く。

- 2 部に部長及び副部長を置き、部長及び副部長には、別表第 1 の中欄及び右欄に掲げる町の職員の職にある者をそれぞれ充てる。
- 3 部長は、部内の取りまとめを行う。
- 4 副部長は、部長を補佐し、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 部に部員を置き、部員には、別表第 2 の中欄に掲げる町の機関の職員をもって充てる。
- 6 部員は、部の事務に従事する。

(部の分掌事務等)

第 7 条 部の分掌事務は、別表第 2 の右欄に掲げるとおりとする。

(部の運営)

第 8 条 この訓令及び別に定めるもののほか、部の運営について必要な事項は、当該部の部長が定める。

(現地災害対策本部)

第 9 条 本部長は、大規模な災害が発生し、災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときは、名称及び設置の場所を定めて、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を置く。

- 2 現地本部の所掌事務は、次のとおりとする。
 - (1) 災害情報の収集、報告及び周知に関すること。
 - (2) 現地作業班等を指揮監督し、災害応急対策を実施すること。
 - (3) 本部及び関係機関との連絡に関すること。
 - (4) その他本部長が特に命ずる事項。
- 3 現地本部に現地本部長及び現地本部を置き、現地災害対策本部長は本部長が本部員のうちから指名し、現地本部員は企画総務部長が関係部長と協議して指名する。

(調査班)

第 10 条 本部長は、必要があると認めるときは、調査班を設け、災害地に派遣する。

- 2 調査班は、災害地において災害の状況を調査し、本部長に報告する。
- 3 調査班に班長及び班員を置き、班長は本部長が指名し、班員は企画総務部長が関係部長と協議して指名する。

(現地作業班)

第 11 条 本部長は、災害地における応急対策活動上必要があると認めるときは、土木対応班、下水道対応班、救護班、感染症予防班及びその他の作業班を設け、災害地に派遣する。

- 2 現地作業班は、災害地における救護の実施、感染症予防その他の応急対策を実施する。
- 3 現地作業班に班長及び班員を置き、班長及び班員は、所管部長がそれぞれ指名する。

(補則)

第 12 条 この訓令に定めるもののほか、本部の活動その他に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、昭和 63 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 21 年 3 月 13 日から施行する。

附 則

この訓令は、平成 24 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この訓令は、令和 3 年 1 月 29 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

部	部長に充てる職	副部長に充てる職(順位)
企画総務部	企画総務部長	消防防災課長 総務課長 企画課長 財政課長 税務課長 地域づくり課長 会計課長 議会事務局長
生活部	生活部長	町民課長 長寿介護課長 健康福祉課長
産業部	産業部長	農政課長 環境課長 地球温暖化対策課長 商工観光課長 農業委員会事務局長
建設部	建設部長	土木課長 下水道課長 都市計画課長
教育部	教育部長	教育総務課長 学校教育課長 生涯学習課長 こども課長 給食センター所長

別表第 2 (第 6 条及び第 7 条関係)

部	課	分 掌 事 務
企画総務部	総務課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 職員の非常配備に関する事。 (ウ) 避難状況の把握に関する事。 (エ) 必要となる防災ボランティア活動の把握に関する事。 (オ) 義援物資配分の支援に関する事。 (カ) 町外からの避難者の受け入れに関する事。 (キ) 町外被災地の支援に関する事。 (ク) 本部会議等の決定事項を職員への伝達に関する事。 (ケ) 県、他市町村職員及び関係機関等の受援に関する事。 (コ) 報道機関への対応及び連絡調整に関する事。 (サ) 部内の調整に関する事。
	消防防災課	(ア) 防災会議に関する事。 (イ) 災害対策・警戒本部の設置、運営及び庶務に関する事。 (ウ) 避難指示等の発令及び避難誘導の準備に関する事。 (エ) 各部及び現地災害対策本部の行う災害対策の総合調整に関する事。 (オ) 被災者の救出及び行方不明者等の搜索、救出に係る連絡調整に関する事。 (カ) 県及び関係機関との連絡調整に関する事。 (キ) 県、他市町村職員及び関係機関等の受援の総括に関する事。 (ク) 応急対策用資機材及び燃料の確保の総括に関する事。 (ケ) 今後の気象状況の把握、分析に関する事。 (コ) 災害に関する情報、気象警報の住民への伝達に関する事。 (サ) 防災ヘリコプターの要請に関する事。 (シ) 自衛隊の災害派遣要請に関する事。 (ス) 消防活動及び水防活動に関する事。(警戒区域の設定を含む。) (セ) 交通安全対策及び防犯対策に関する事。 (ソ) 危険物の保安対策に関する事。 (タ) その他、他部・課に属さないこと。
	企画課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 災害広報のための被害状況の撮影・記録に関する事。 (ウ) 住民からの問合せ対応・情報整理・情報伝達に関する事。 (エ) 災害復旧長期計画の総合調整に関する事。 (オ) 県及び国等に対する要望等の資料作成に関する事。 (カ) 避難者名簿の作成に関する事。 (キ) 部内の応援に関する事。

生活部	財政課 地域づくり課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 町有財産の被害調査及び応急対策（財政課所管）に関する事。 (ウ) 災害応急対策用車両等の確保に関する事。 (エ) 町有車両及び借上げ車両の配車に関する事。（建設機械を除く。） (オ) 非常通信の維持及び復旧に関する事。 (カ) 応急的に必要となる歳入歳出予算の編成に関する事。 (キ) 部内の応援に関する事。
	税務課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 家屋の被害認定及び被災証明に関する事。 (ウ) 災害応急対策諸物資等の購入資金の確保に関する事。 (エ) 義援金保管、出納に関する事。 (オ) 町税の減免及び徴収猶予に関する事。 (カ) 応急対策に要する経費の経理に関する事。 (キ) その他会計に関する事。 (ク) 部内の応援に関する事。
	町民課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 食料供給事務の総括に関する事。 (ウ) 指定避難所・消防団等への食料及び物資の確保・配送に関する事。 (エ) 遺体の安置及び埋火葬に関する事。 (オ) 災害救助法の適用時における指定避難所の設置事務の事後事務に関する事。 (カ) 部内の応援に関する事。
	長寿介護課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 高齢者福祉施設等との連絡調整に関する事。 (ウ) 高齢者福祉施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。 (エ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関する事。 (オ) 衣料、寝具その他の生活必需品及び応急対策用物資の調達、確保、あつせんに関する事。 (カ) 部内の応援に関する事。
	健康福祉課	(ア) 被災者の救護及び治療に関する事。 (イ) 傷病者の応急措置に関する事。 (ウ) 医師会、医療機関及び保健所との連絡調整に関する事。 (エ) 緊急医薬品の確保・供給及び救護所の設置に関する事。 (オ) 医療施設等に係る被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。 (カ) 指定避難所内の患者輸送に関する事。 (キ) 指定避難所の食品衛生に関する事。 (ク) 保健指導に関する事。 (ケ) 疫学調査及び防疫措置の協力に関する事。 (コ) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認に関する事。 (サ) 社会福祉施設等への対応、避難誘導に関する事。 (シ) 義援金・救援物資の受付・手配・受入・配分・運搬に関する事。 (ス) 災害弔慰金の支給、災害援護資金の貸付及び被災者生活再建支援法に関する事。 (セ) 町社会福祉協議会及び日本赤十字社岩手県支部との連絡調整に関する事。 (ソ) 町社会福祉施設等の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。 (タ) 災害救助法の適用時における救出費用申請の事後事務に関する事。 (チ) 部内の調整に関する事。

部	課	分 掌 事 務
産業部	農政課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 指定避難所開設の支援に関する事。 (ウ) 農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関する事。 (エ) 家畜、畜産施設の被害調査及び応急対策に関する事。 (オ) 米穀等主要食料の調達、確保及び供給に関する事。 (カ) 農作物の種苗等の確保及びあっせんに関する事。 (キ) 被害農産物等の防疫及び技術指導対策に関する事。 (ク) 農業関係者の緊急援助に関する事。 (ケ) ダムの洪水調節及び応急対策に関する事。 (コ) 床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関する事。 (サ) 避難に伴う防犯活動の支援に関する事。 (シ) 農業関係被害調査・集計に関する事。 (ス) 感染症予防活動の支援に関する事。 (セ) 廃棄物の処理対策及び清掃に関する事。 (ソ) 部内の調整に関する事。
	環境課 地球温暖化 対策課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 指定避難所の運営に関する事（愛玩動物同伴者に対する対応）。 (ウ) 仮設トイレの設置に関する事。 (エ) 指定避難所における食料、物資の分配、配付に関する事。 (オ) 床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関する事。 (カ) 避難に伴う防犯活動に関する事。 (キ) 感染症予防活動に関する事。 (ク) 廃棄物の処理対策及び清掃に関する事。 (ケ) 環境衛生に関する事。 (コ) 衛生施設の被害調査及び報告並びに応急対策に関する事。 (サ) 衛生資材の確保及び配分に関する事。 (シ) 愛玩動物の救護対策に関する事。 (ス) 公害の防止対策に関する事。 (セ) 森林火災の予防に関する事。 (ソ) 森林の被害調査及び応急対策に関する事。 (タ) 部内の応援に関する事。
	商工観光課	(ア) 避難誘導、住民への情報伝達・広報活動に関する事。 (イ) 指定避難所開設の支援に関する事。 (ウ) 避難に伴う防犯活動の支援に関する事。 (エ) 商工業関係の被害調査及び応急対策に関する事。 (オ) 観光施設、観光客の被害調査及び応急対策に関する事。 (カ) 商工業者に対する融資に関する事。 (キ) 物資の緊急輸送に関する事。 (ク) 一般労務者、技術者の確保、あっせんに関する事。 (ケ) 床上・床下浸水の被害状況の確認と防疫に関する事。 (コ) 感染症予防活動の支援に関する事。 (サ) 廃棄物の処理対策及び清掃に関する事。 (シ) 部内の応援に関する事。

部	課	分 掌 事 務
建設部	土木課 都市計画課	(ア) 道路、河川、橋りょう、堤防等の被害調査及び応急対策に関すること。 (イ) 交通不能箇所の調査及び交通規制、迂回路線に関すること。 (ウ) 道路上の障害物の除去に関すること。 (エ) 各河川の水位情報の確認及び現場確認による情報収集に関すること。 (オ) 地すべり、土石流等の被害調査及び応急対策に関すること。 (カ) 応急復旧用重機、資機材及び作業人夫等の確保に関すること。 (キ) 土木建設工事業者等との連絡調整に関すること。 (ク) 応急仮設住宅建設用地の確保及び整備に関すること。 (ケ) 災害関係応急仮設住宅の建設及び修理に関すること。 (コ) 町営住宅及び都市計画施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (サ) 被災宅地の危険度判定及び被災建築物の応急危険度判定に関すること。 (シ) 町営住宅への入居のあっせんに関すること。 (ス) 部内の調整に関すること。
	下水道課	(ア) 雨水排水ポンプ施設の稼動維持に関すること。 (イ) 下水道施設の被害状況及び応急対策に関すること。 (ウ) 公共下水道、農業集落排水施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (エ) 汚水排水対策に関すること。 (オ) 下水道工事業者との連絡調整に関すること。 (カ) 簡易水道に関すること。 (キ) 仮設トイレの設置に関すること。 (ク) 部内の応援に関すること。
教育部	教育総務課 学校教育課	(ア) 指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (イ) 児童及び生徒の避難安全に関すること。 (ウ) 町立小中学校教職員、児童生徒の被害調査及び応急対策に関すること。 (エ) 町立小中学校の設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (オ) 児童及び生徒の応急教育に関すること。 (カ) 学用品等の調達及び支給に関すること。 (キ) 学校教職員の非常招集及び配置に関すること。 (ク) 指定避難施設としての管理に関すること。 (ケ) 被災学校における伝染病発生状況調査及び保健管理に関すること。 (コ) 部内の調整に関すること。
	生涯学習課	(ア) 指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (イ) 文化財、社会教育施設、社会体育施設、公民館等の被害調査及び応急対策に関すること。 (ウ) 指定避難施設としての管理に関すること。 (エ) 災害活動に協力する社会教育関係団体との連絡調整に関すること。 (オ) 刊行物の保存及び保護に関すること。 (カ) 部内の応援に関すること。
	こども課	(ア) 指定避難所の開設・閉鎖に関すること。 (イ) 保育所、児童館、こどもの家等に通う乳幼児及び児童等（以下「児童等」という。）の避難安全に関すること。 (ウ) 児童等の被害調査及び応急対策に関すること。 (エ) 保育所、児童館、こどもの家などの設備の被害調査及び応急対策に関すること。 (オ) 児童等の応急教育に関すること。 (カ) 学用品等の調達及び支給に関すること。 (キ) 部内の応援に関すること。
	給食センター	(ア) 災害時の学校給食に関すること。 (イ) 学校給食施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ウ) 部内の応援に関すること。

部	課	分 掌 事 務
他 部	会計課	(ア) 他部内の応援に関すること。
	議会事務局	(ア) 議会議員との連絡調整に関すること。 (イ) 他部内の応援に関すること。
	農業委員会事務局	(ア) 農作物、農業施設等の被害調査及び応急対策に関すること。 (イ) 農業関係被害調査・集計に関すること。 (ウ) 他部内の応援に関すること。

関係機関	分 掌 事 務
中部水道 企業団	(ア) 被災世帯への応急給水に関すること。 (イ) 上水道施設の被害調査及び応急対策に関すること。 (ウ) 給水応援調整に関すること。 (エ) 飲料水等の供給確保に関すること。 (オ) 水質検査業務に関すること。 (カ) 消火栓の機能確保に関すること。 (キ) 上水道工事業者との連絡調整に関すること。

3-1-4 紫波町災害対策本部活動要領

紫波町災害対策本部活動要領

(令和3年1月29日改正)

(趣旨)

第1 この要領は、紫波町災害対策本部規程（昭和63年紫波町災害対策本部訓令第1号。以下「規程」という。）第12条の規定により、紫波町災害対策本部（以下「本部」という。）の活動、その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員会議)

第2 本部員会議は、災害対策本部長（以下「本部長」という。）が、災害の状況に応じ必要があると認めるときに招集する。

2 本部長は、必要に応じて災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）のみによって会議を開くことがある。

3 本部員は、それぞれの所管事項に関し会議に必要な資料を提出しなければならない。

4 本部員は、必要により関係職員を伴って会議に出席することができる。

5 本部員は、会議を招集する必要があると認めるときは、企画総務部長を通じて本部長にその旨を申し出るものとする。

6 本部長は、必要があると認めるときは、外部の関係機関の者を会議に出席させることができる。

(配備体制)

第3 本部の配備体制は、次のとおりとする。

(1) 1号配備体制

(2) 2号配備体制

2 配備体制に関しては、本部長が各部長に指令する。

3 部長は、前項に規定する配備体制の指令を受けたときは、速やかに所属の職員に周知するものとする。

(1号配備体制)

第4 1号配備体制は、気象特別警報、気象警報、洪水警報、北上川上流洪水予報のうちのはん濫警戒情報又は水防警報が発表され、かつ、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町域に震度5強の地震が発生した場合、大規模な火災、爆発等による相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（居住地）のうち噴火警戒レベル4が発表された場合、原子力緊急事態の影響が町の区域に影響が及ぶおそれがある場合及び本部長が特に必要と認めた場合において主として情報連絡及び広報活動を行うほか、必要に応じて応急措置を講ずる体制とする。

第5 1号配備体制下における活動の要領は、おおむね次に掲げるとおりとする。

(1) 各部長は、第8に規定する災害情報の報告に当たって、応急措置を必要と認めるものがあるときは、その旨及びその内容を併せて報告し、自ら措置できるものについては措置し、措置の命令を受ける必要があるものについては命令を求め、及び他の者をして措置させるものについては、当該措置の実施を要請するものとする。

(2) 各部長は、報告又は通知を受けた災害情報のうち必要があると認めるものについては、関係機関の長に通知するものとする。この場合において、応急予防措置する必要があると認めるものについては、その旨及びその内容を併せて通知し、又は要請するものとする。

(3) 各部長は、予測される災害に対処し、必要と認められる物資、機械、器材等を点検整備し、必要に応じて直ちに使用できるよう準備を整えるものとする。

(4) 各部長は、予測される災害に対処し、必要と認める予防措置を検討し、被害を最小限に止めるために必要な計画を樹立するものとする。

(5) 各部長は、状況の推移に応じて第6に規定する配備体制に応じ得る部内の体制を整えるものとする。

(6) 本部長は、状況に応じ本部員会議を招集し、状況に対応する措置を検討するものとする。

- (7) 各部長は、あらかじめ定めるところにより、発生した災害に対処し、迅速、かつ、的確な応急対策措置を講ずるために必要な課等を指定し、勤務職員を指名し、応急対策を講ずるものとする。
- (8) 本部に本部室を設け、本部室においては、総括班、情報班、対策班、広報班を編成し、企画総務部の職員及び本部連絡員並びに本部長が指名する本部職員が執務する。この場合において、本部室の分掌事務は、別表の右欄に掲げるとおりとする。
- (9) 本部長は、災害が発生することが明らかな場合又は災害が発生した場合には直ちに本部員会議を招集し、情勢に対応する措置を講ずるものとする。
- (10) 本部長は、必要があると認めるときは、調査班、現地作業班等を編成し、災害地に派遣する。
- (11) 本部長は、発生した災害に対処し、当該災害に係る災害応急対策等に関し、防災関係機関との必要な連絡調整を行うものとする。
- (12) 企画総務部長は、被害状況を取りまとめ、本部長の指示により県、その他の関係機関等に報告し、又は広報し、かつ、必要に応じ陳情、要望等の措置を講ずるものとする。

(2号配置体制)

第6 2号配備体制は、大災害が発生した場合、町域に震度6弱以上の地震が発生した場合及びその他本部長が特に必要と認めた場合において、本部長が本部のすべての組織及び機能を挙げて災害応急対策を講じる体制とする。

(災害情報)

第7 災害に関する情報の報告は、次のように分類して行うものとする。

- (1) 被害情報 災害が発生した場合、その推移に応じて報告するもの。
 - ア 発生報告
 - イ 中間報告
 - ウ 決定報告
- (2) 応急対策報告 災害応急対策の実施状況を報告するもの。
- (3) その他の報告 前各号以外で災害に関連して報告するもの。

第8 災害情報は、次により処理するものとする。

- (1) 部長は、収集した報告及び通知のうち主要なものについては、本部長に報告する。
- (2) 部長は、本部長に報告したもののうち必要があると認めるものについては、次に掲げる措置を講ずる。
 - ア 本部員会議に対する付議
 - イ 関係行政機関の長又は関係指定地方行政機関の長に対する報告等
 - ウ 関係指定公共機関の長又は関係指定地方公共機関の長に対する通知

(応援職員の配置)

第9 部長は、災害応急対策を実施するため職員が不足する場合は、企画総務部長に対し応援職員の派遣を要請するものとする。

2 企画総務部長は、前項に規定する応援職員の派遣要請を受けたときは、速やかに応援職員の派遣の措置を講ずるものとする。

3 第1項に規定する応援職員の派遣を要請する場合は、口頭で次の事項を明らかにして行い、事後において文書を提出するものとする。

- (1) 事務の内容
- (2) 勤務の場所
- (3) 職種別及び男女別人員
- (4) 携帯品
- (5) 期間
- (6) その他必要な事項

(標識)

第10 本部の職員が災害応急対策事務に従事するとき、及び災害応急対策業務に自動車を使用するときは、法令等に別段の定めがある場合を除き、別図の規格による腕章又は標示旗をつけるものとする。

別表（第5関係）

班 名	機 能
総括班	・本部室の総括 ・情報のトリアージ
対策班	・本部員会議の決定事項の関係課への連絡 ・防災関係機関との連絡
情報班	・一般住民からの電話受付 ・気象情報等の収集
広報班	・住民への避難指示等の伝達 ・報道対応 ・クロノロジーの作成 ・本部会議の記録

別図

(1) 本部長腕章

	2cm
紫 波 町	
本 部 長	
	2cm

(2) 副本部長腕章

	2cm
紫 波 町	
副 本 部 長	
	2cm

(3) 部長腕章

	2cm
紫 波 町	2cm
	2cm
〇 〇 部 長	2cm
	2cm

(4) 副本部長腕章

紫 波 町	4cm
〇 〇 副 部 長	4cm

(5) 部 員 腕 章

紫 波 町
○ ○ 部

(6) 調査班、現地作業班長腕章

紫 波 町
○ ○ 班 長

4cm

4cm

(7) 調査班、現地作業班員腕章

紫 波 町
○ ○ 班

(8) 本部連絡員腕章

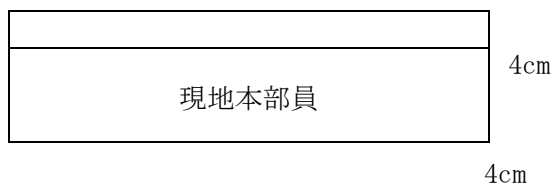
	2cm
紫 波 町	2cm
本部連絡員	
	2cm

(9) 現地本部長腕章

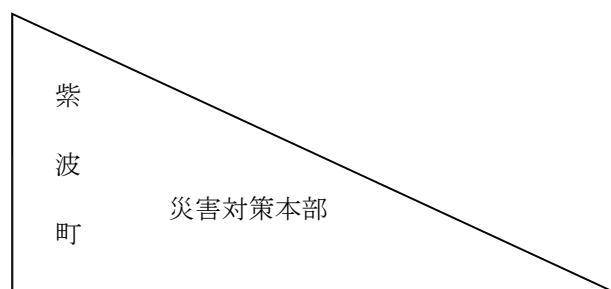
	2cm
紫 波 町	2cm
	2cm
現地本部長	2cm
	2cm

(10) 現地本部員腕章

紫 波 町



(11) 標 示 旗



- 備考 1 腕章の大きさは、幅 10 センチメートル長さ 40 センチメートルとする。
- 2 (1)から(7)及び(9)(10)の腕章は黄地に赤線及び赤字を染抜くものとし、(8)の腕章は黄地に青線及び青地を染め抜くものとする。
- 3 標示旗は、黄地に赤字を染抜くものとする。

3-1-5 職員動員状況表

職員動員状況表

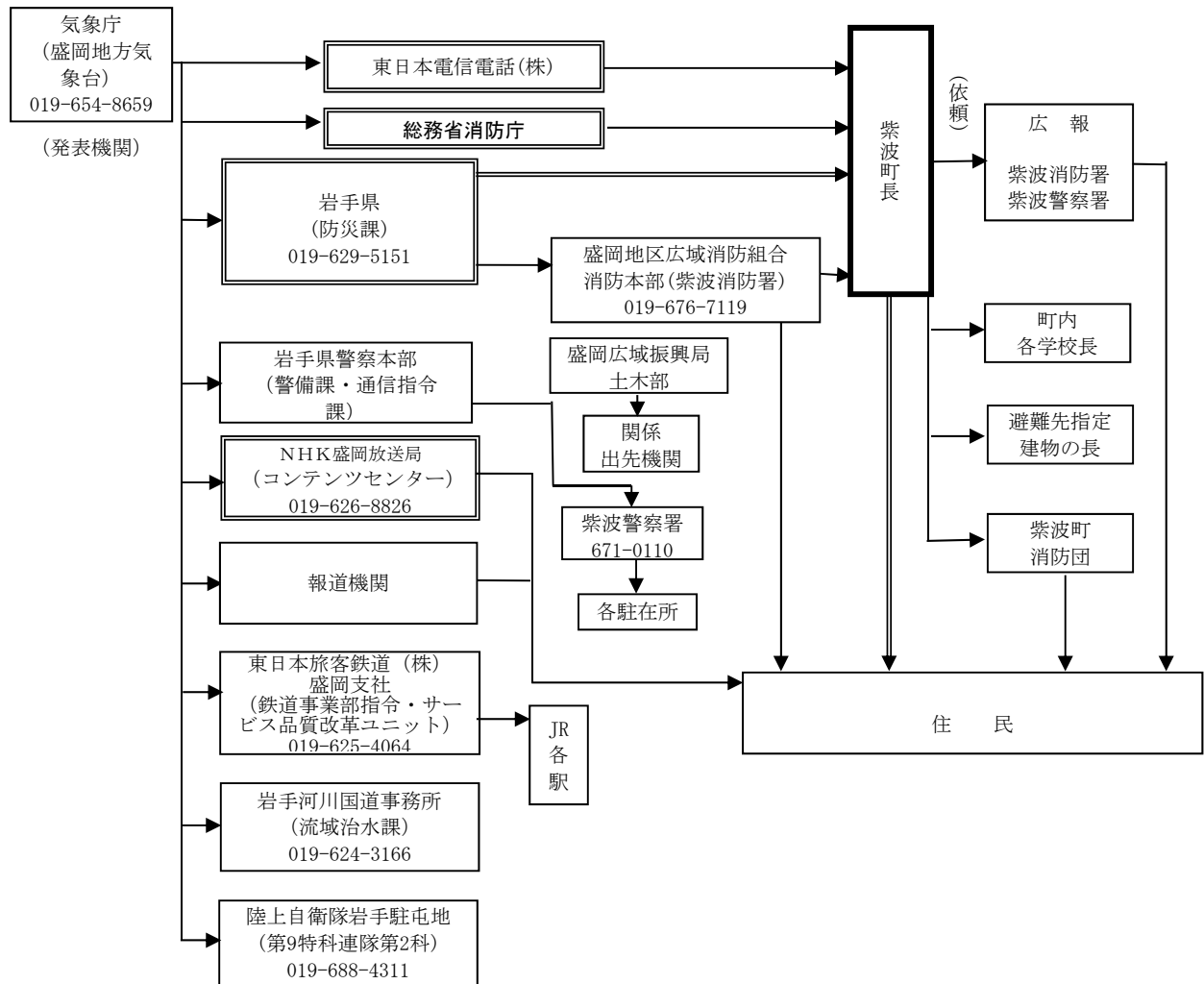
月 日 分現在

区 分		動 員 数		
		災害警戒本部	災害対策本部	
			1号配備体制	2号配備体制
企画総務部	総 務 課			
	企 画 課			
	財 政 課			
	税 務 課			
	地域づくり課			
	消 防 防 災 課			
	会 計 課			
	議 会 事 務 局			
生活部	町 民 課			
	長 寿 介 護 課			
	健 康 福 祉 課			
産業部	農 政 課			
	環 境 課			
	地球温暖化対策課			
	商 工 観 光 課			
	農業委員会事務局			
建設部	土 木 課			
	都 市 計 画 課			
	下 水 道 課			
教育部	教 育 総 務 課			
	学校給食センター			
	学 校 教 育 課			
	生 涯 学 習 課			
	こ ど も 課			
	保 育 所			
計				

※ 部長は、区分欄の筆頭課に含める。

3-2-1 気象予報・警報及び火災警報伝達系統図

気象予報・警報及び火災警報伝達系統図

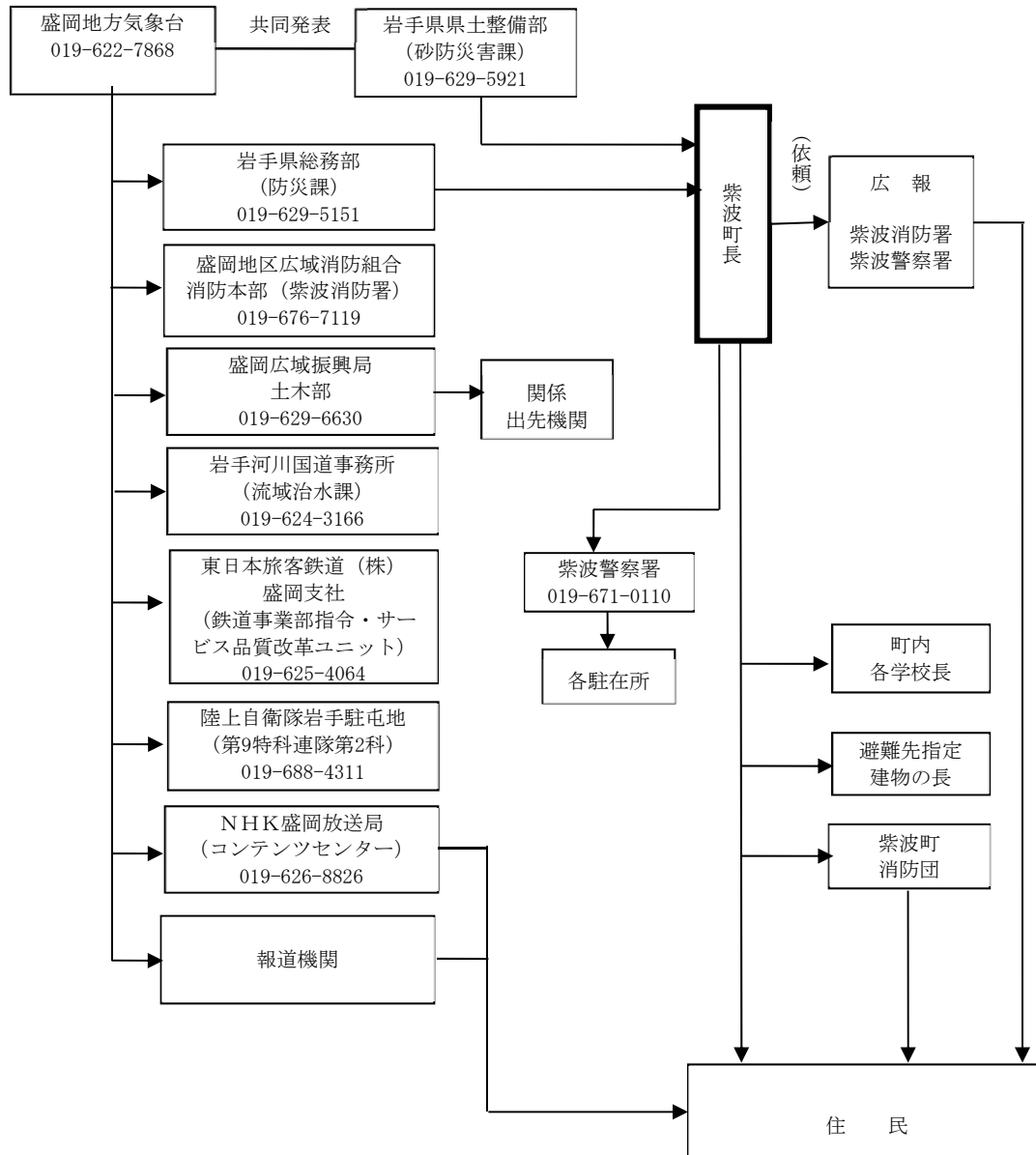


(注)

- 1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先
- 2 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路

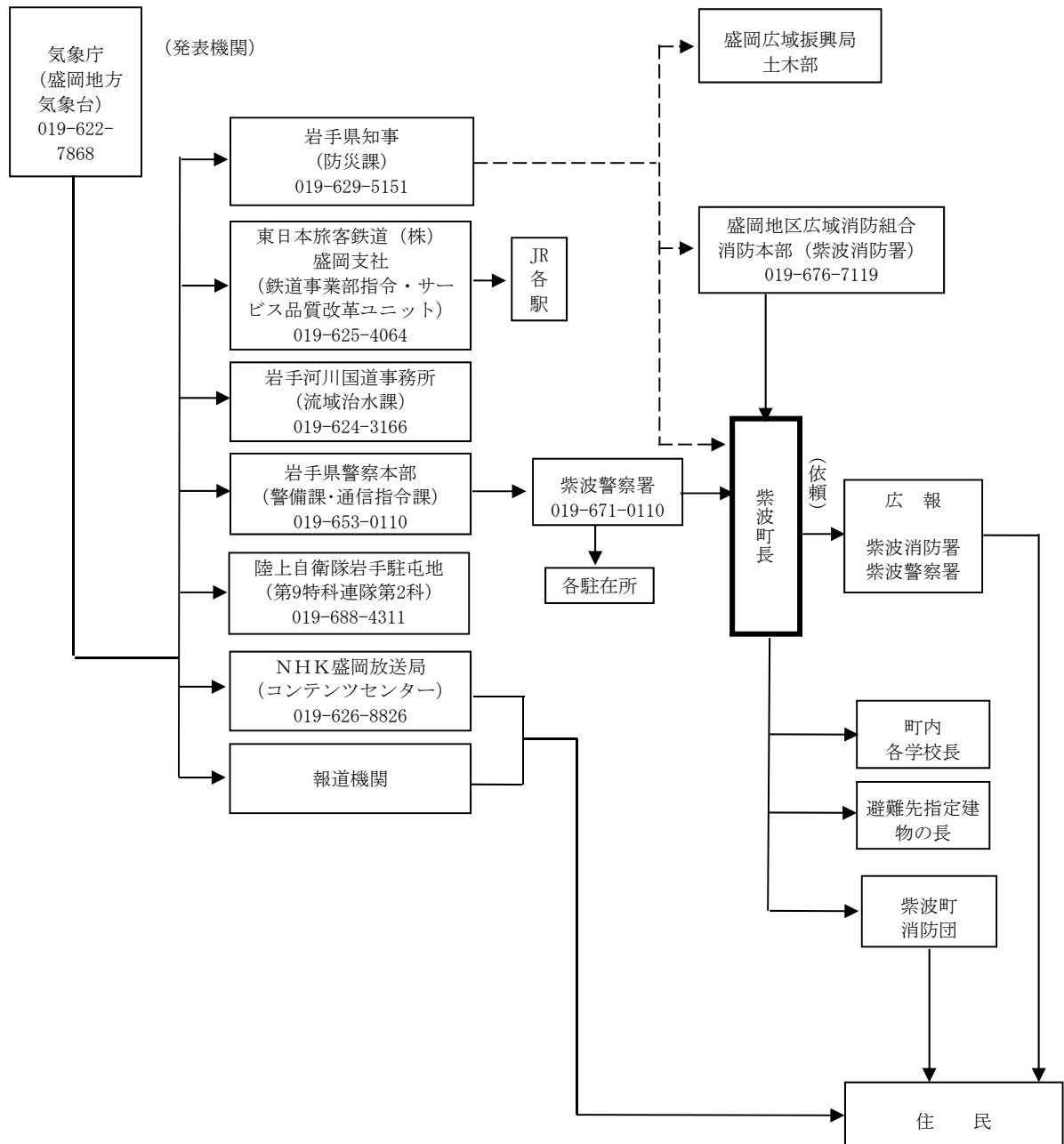
3-2-2 土砂災害警戒情報伝達系統図

土砂災害警戒情報伝達系統図



3-2-3 地震に関する情報伝達系統図

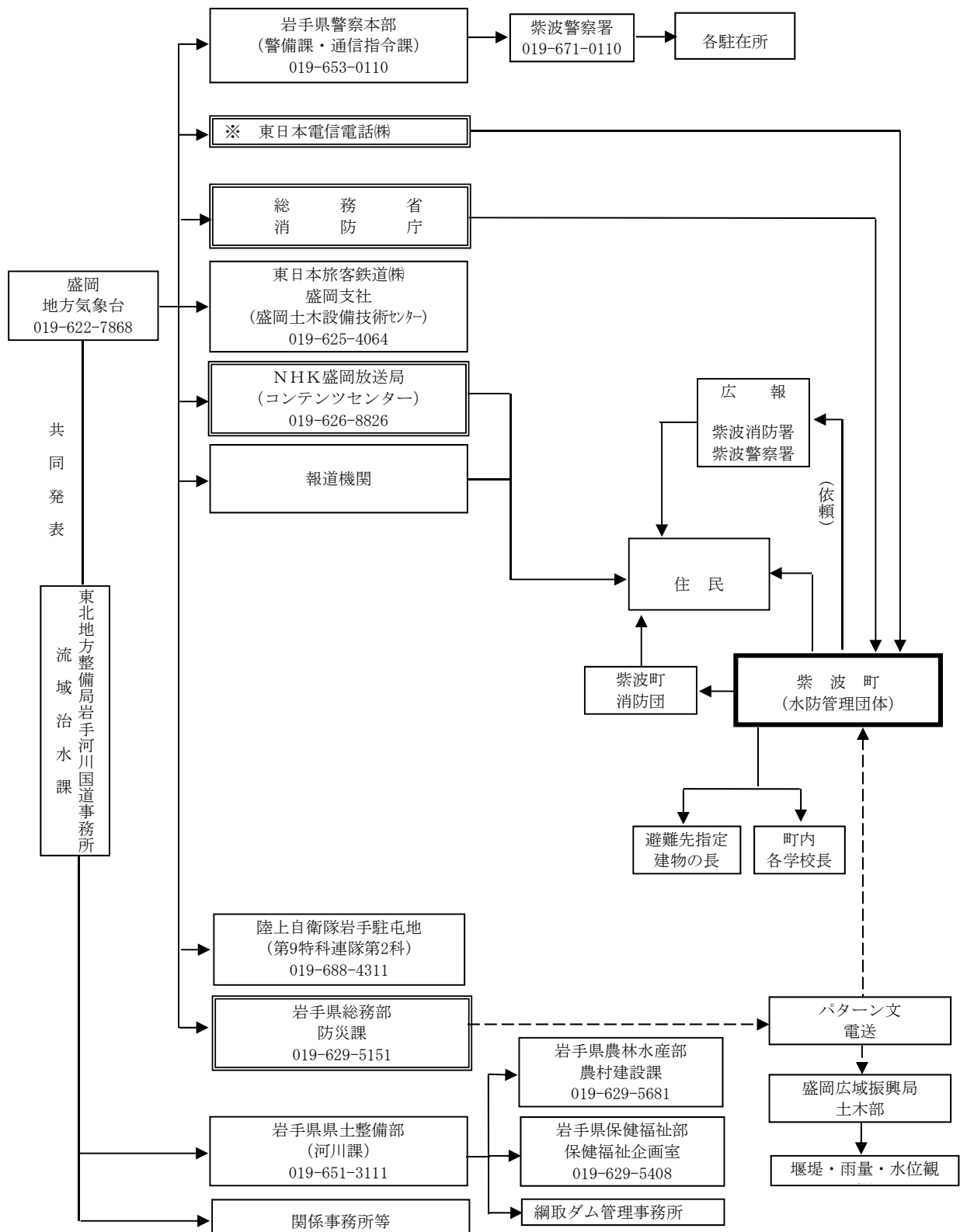
地震に関する情報伝達系統図



(注)1 - - - - は、総合防災情報ネットワーク

3-2-4 北上川上流洪水予報伝達系統図

北上川上流洪水予報伝達系統図



(注)1 ※の指定河川洪水予報警報の通知は、一般の利用に適合する洪水警報の通知をもって代える。

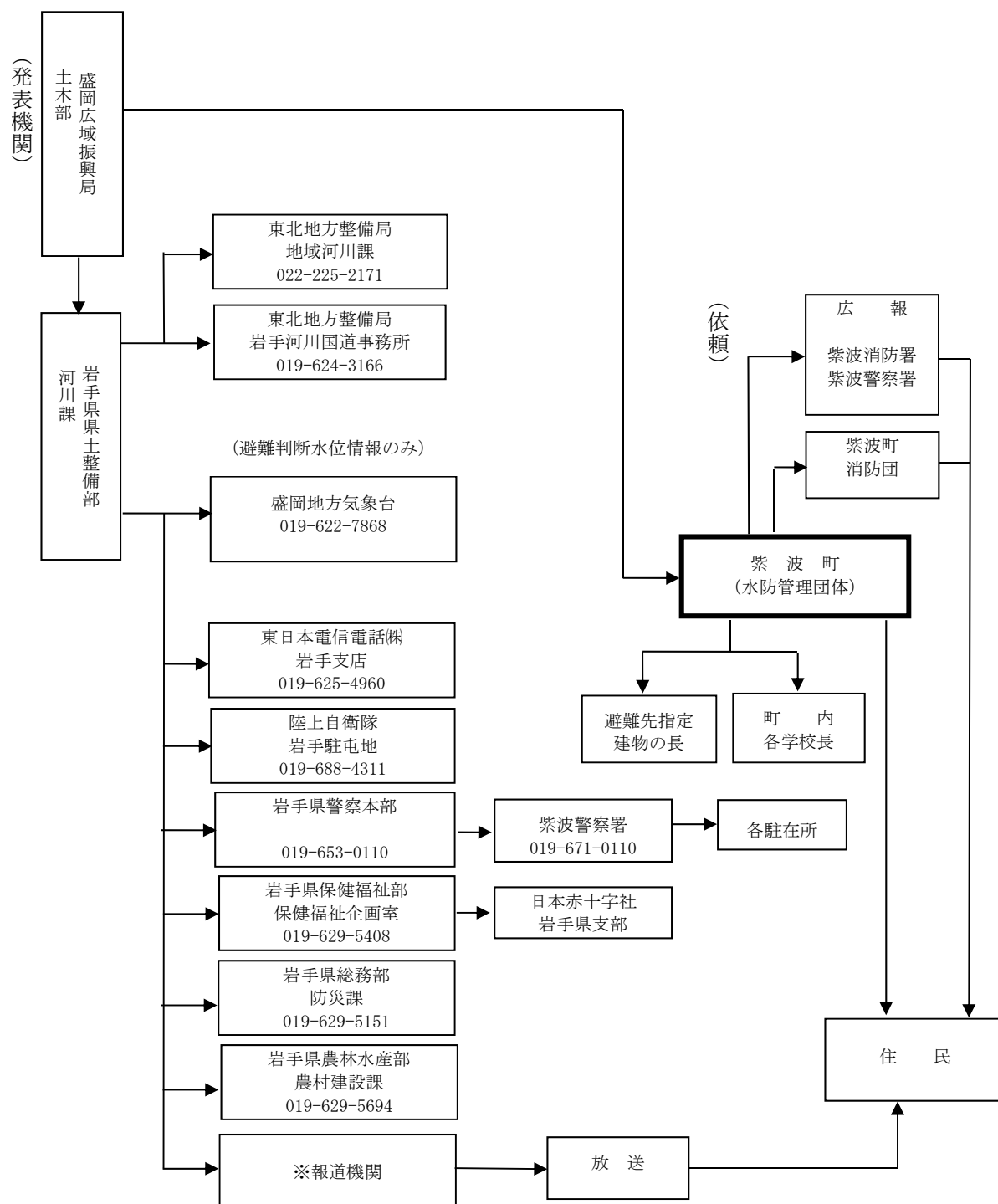
2 - - - は、総合防災情報ネットワーク

3 二重枠で囲まれている機関は、気象業務施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

3-2-6 岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図

岩手県知事が行う水防警報及び特別警戒水位情報の伝達系統図

盛岡広域振興局



(注) ※報道機関：NHK盛岡放送局、IBC岩手放送、テレビ岩手、岩手めんこいテレビ、岩手朝日テレビ、エフエム岩手

3-4-1 被害状況判定の基準

1 災害による人及び建物等の被害の判定基準は、おおむね次によるものとする。

被 害 区 分			判 定 基 準
人 的 被 害	死 者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
	負 傷 者	重 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月以上の治療を要する見込みのもの
		軽 傷 者	災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のあるもののうち、1月未満で治療できる見込みのもの
住 家 の 被 害	全 壊、全焼、 全流失		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全体が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。 具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	半 壊、半 焼		住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。 具体的には、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）による。
	一部損壊		被害が半壊に達しないが、ある程度の補修を加えれば再びその目的に使用できる程度のもの
	浸 水	床 上	浸水が住家の床上に達した程度のもの
		床 下	浸水が住家の床上に達せず、床下に留まった程度のもの
非 住 家 被 害			住家以外の建築物で、全壊、半壊程度の被害を受けたもの
田畑 の 被害	流 失、埋 没		耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能となったもの
	冠 水		植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったもの
そ の 他 の 被 害	道 路 決 壊		一般国道、県及び町道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害
	橋 梁 流 失		町道以上の道路に架設した橋が一部又は全部流失し、一般の渡橋が不能となった程度の被害
	堤 防 決 壊		河川法にいう1級河川及び2級河川並びに準用河川及び普通河川の堤防あるいは溜池、灌漑用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害
	鉄 道 不 通		汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害
文 化 財 の 被 害	全壊又は滅失		文化財が滅失し、又は損壊部分が甚だしく残存部分に補修を加えても文化財としての価値を失ったと認められるもの
	半 壊		重要部分に相当の被害を被ったが、相当の補修を加えれば文化財としての価値を維持できるもの
	一部破損		被害が一部に留まり、補修により文化財としての価値を維持できるもの

2 被害報告に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

用語	定義
住家	現実に住居のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。
世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。従って、同一家屋内に親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。 また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取り扱うものとする。
非住家	住家以外の建築物をいう。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。
罹災世帯	災害により、全壊、半壊、床上浸水により被害を受けた世帯をいう。
罹災者	罹災世帯の構成員をいう。

3-6-1 緊急輸送道路指定一覧表

路 線 名	区 間
町道希望ヶ丘線	町道東裏中新田線～町道日詰朝日田 2 号線
町道日詰朝日田 2 号線	町道希望ヶ丘線～紫波総合高校グラウンド
町道二日町線	国道 4 号～町道向山古館線
町道向山古館線	町道二日町線～紫波総合福祉センター
町道紫波中央駅大通 2 号線	町道紫波中央駅前南北線～町道紫波中央駅二丁目 5 号線
町道紫波中央駅二丁目 5 号線	町道紫波中央駅大通 2 号線～サン・ビレッジ紫波
町道北日詰朝日田線	町道中桜田頭 3 号線～町道東裏中新田線
町道中桜田頭 3 号線	町道中桜長尾沢線～町道北日詰朝日田線
町道中桜長尾沢線	町道中桜田頭 3 号線～紫波第一中学校グラウンド

3-6-2 臨時ヘリポート一覧表

臨時ヘリポート

施設の名称及び所在地	地表面の状況	本庁舎までの距離(km)	運行可能ヘリの種類	大型車両運用の可否	摘要
紫波運動公園桜町河川グランド (紫波町桜町字下川原 100 番地)	芝生	1.8	大型	可	
温泉利用型健康増進施設 ラ・フランス温泉館多目的グラウンド (紫波町小屋敷字新在家 90 番地)	芝生	7.9	大型	可	

臨時ヘリポート候補地

施設の名称及び所在地	地表面の状況	本庁舎までの距離(km)	摘要
紫波町立日詰小学校校庭 (紫波町日詰字朝日田228番地1)	土	1.4	
紫波町立赤石小学校校庭 (紫波町日詰字箱清水128番地)	土	2.9	
紫波町立古館小学校校庭 (紫波町高水寺字土手81番地)	土	3.3	
旧紫波町立水分小学校校庭 (紫波町吉水字小深田57番地)	土	5.8	
紫波町立西の杜小学校校庭 (紫波町稲藤字牡丹野30番地)	土	4.5	
旧紫波町立片寄小学校校庭 (紫波町片寄字野崎109番地)	土	5.6	
旧紫波町立彦部小学校校庭 (紫波町彦部字暮坪180番地)	土	5.2	
旧紫波町立佐比内小学校校庭 (紫波町佐比内字芳沢1番地)	土	11.5	
旧紫波町立赤沢小学校校庭 (紫波町遠山字中松原71番地1)	土	6.1	
紫波町立紫波第一中学校校庭 (紫波町平沢字松田41番地)	土	1.0	
紫波町立紫波第二中学校校庭 (紫波町犬吠森字間木沢70番地)	土	3.2	
岩手県立紫波総合高校校庭 (紫波町日詰字朝日田1番地)	土	1.2	
長岡農村公園 (紫波町東長岡字竹洞)	土	7.0	

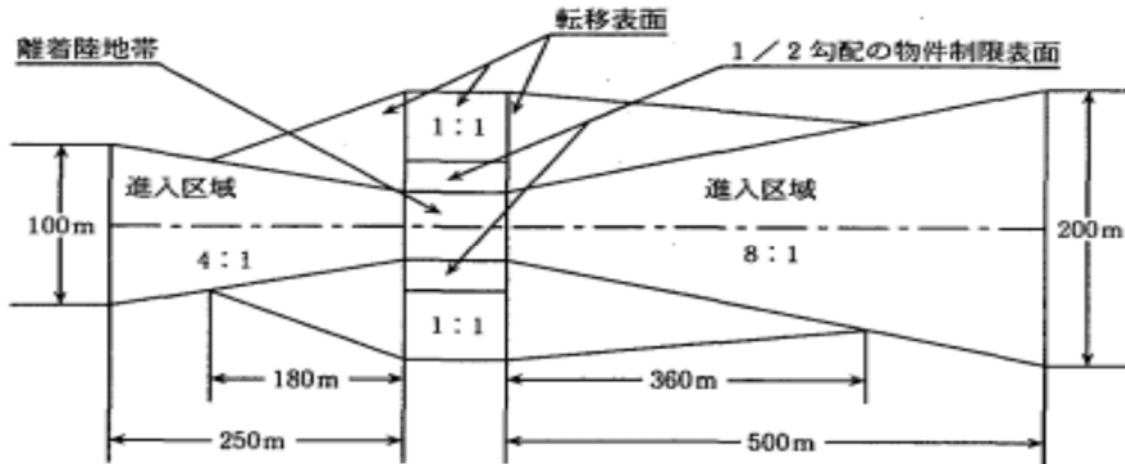
※上記はドクターヘリの発着に使用が想定されている場所

3-6-3 臨時ヘリポート設置基準

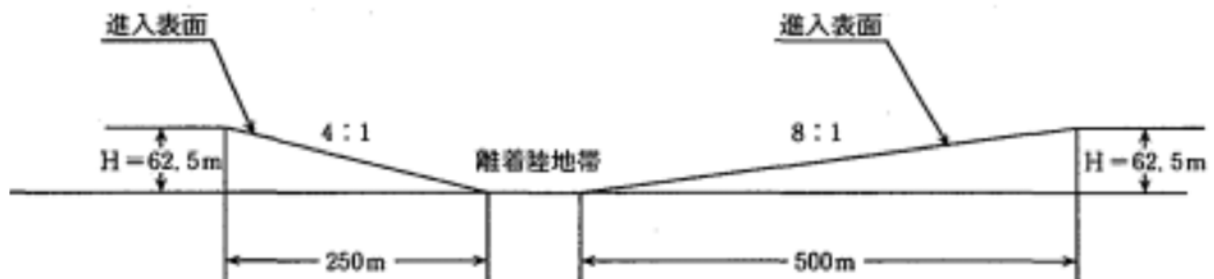
1 回転翼航空機の場合の進入区域、進入表面、転移表面の略図

(1) 一般

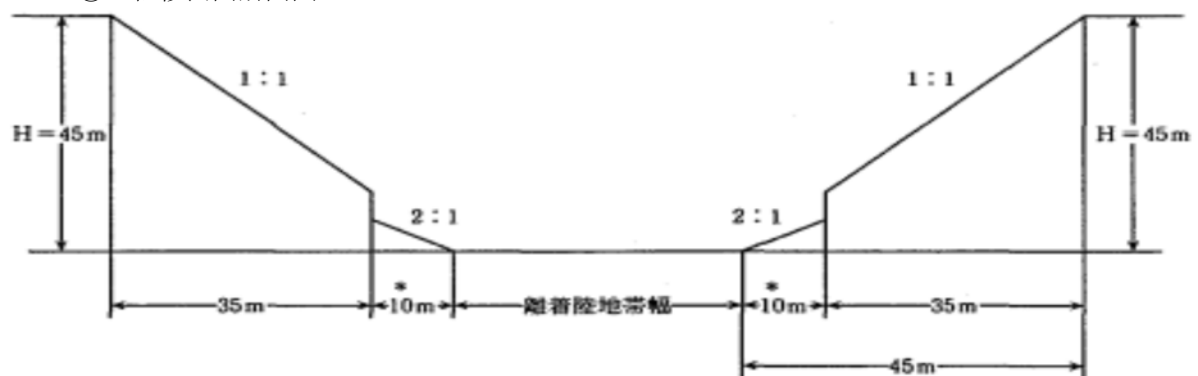
① 平面図



② 進入表面断面図



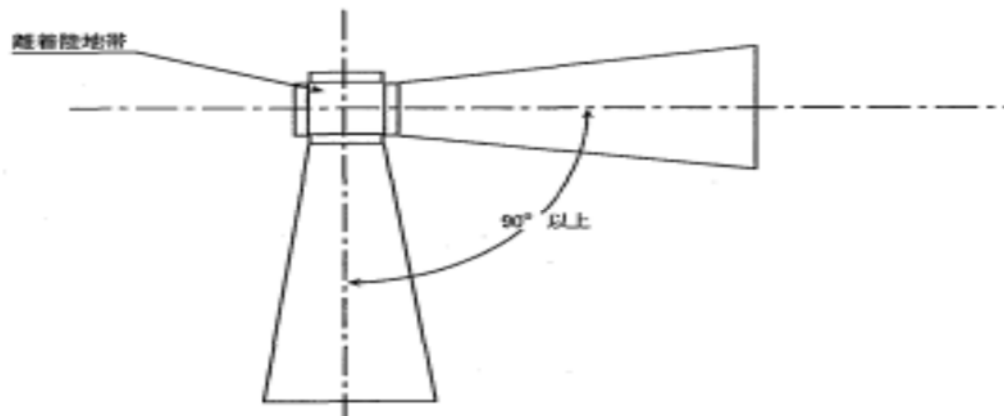
③ 転移表面断面図



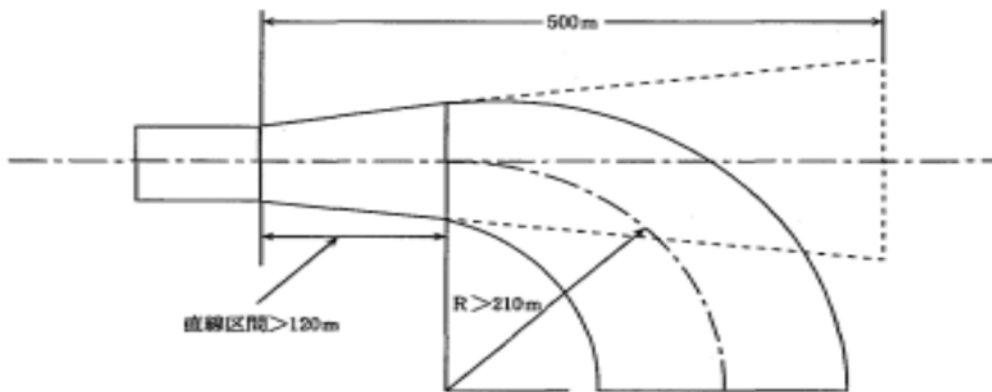
* 離着陸地帯の外側 10 メートルの範囲内に 1/2 勾配の表面上に出る高さの物件がない区域

[進入区域，進入表面の特例]

① 進入経路と出発経路が同一方向に設定できない場合の進入区域，進入表面



② わん曲した進入経路，出発経路の場合の進入区域，進入表面

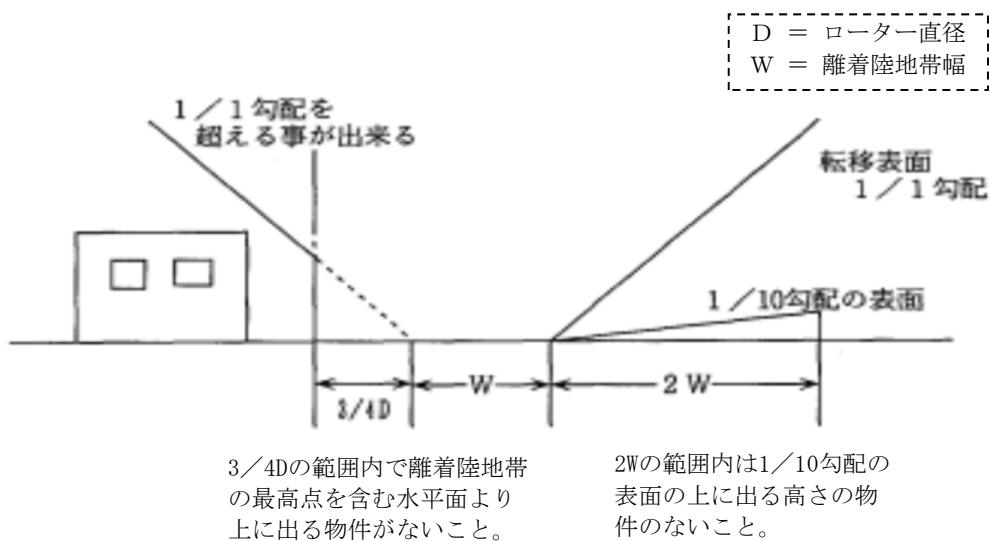


*進入表面の勾配は，中心線上での勾配とする。

*Rは210メートル以上とする。

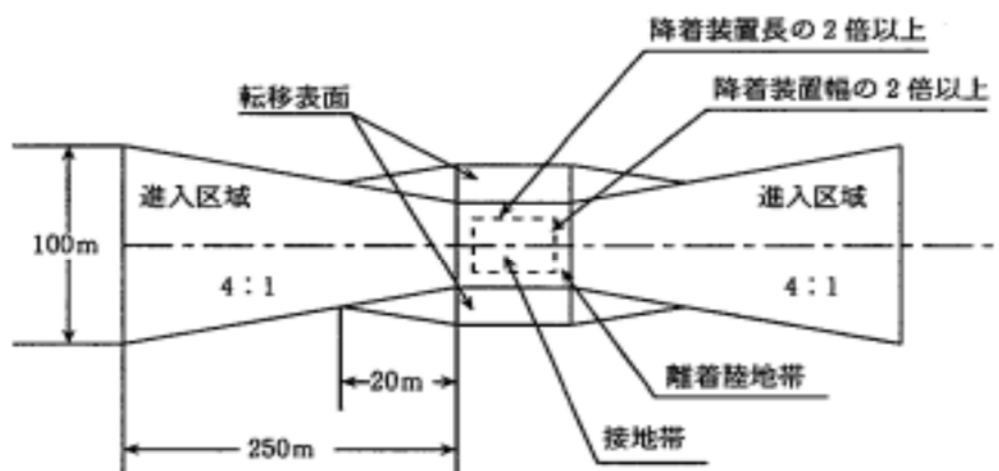
[転移表面の特例（一方の転移表面の勾配が1/1を超えることができる場合）]

*転移表面断面図

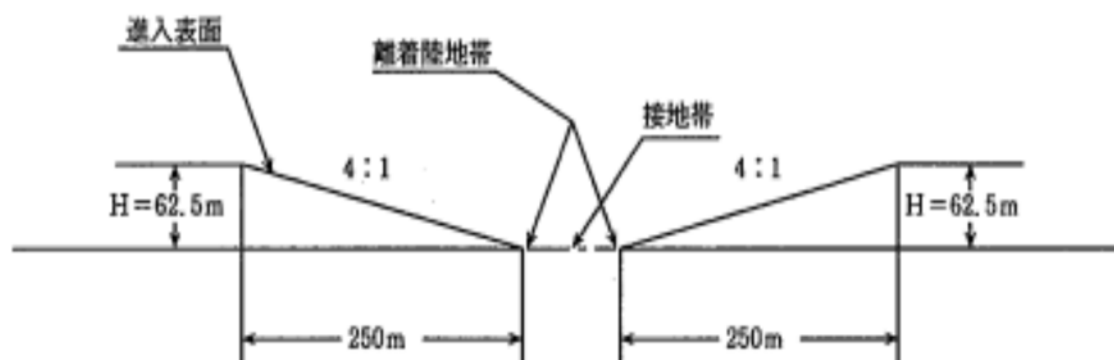


(2) 山岳地、農地その他離着陸経路下に人又は物件のない場合（特殊地域）

① 平面図

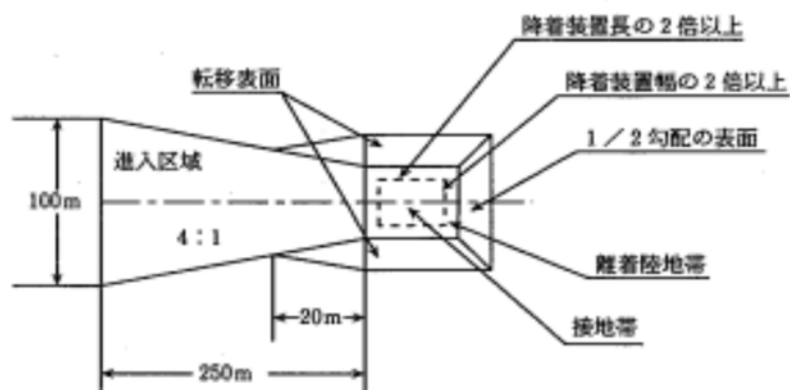


② 進入表面断面図

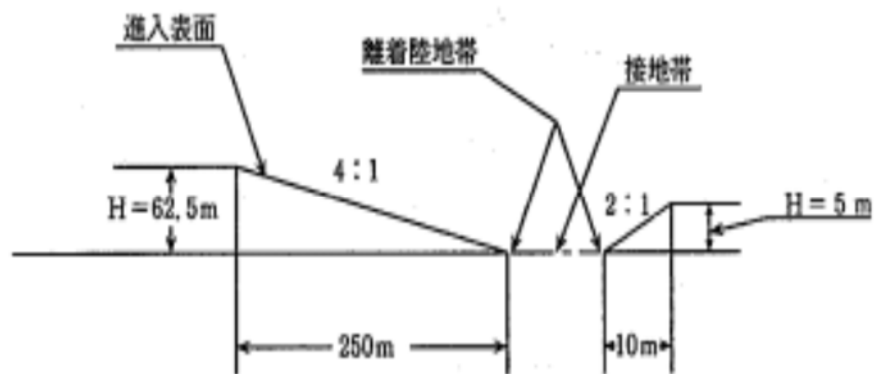


[進入区域が1方向しか確保できない場合の進入表面、転移表面の特例]

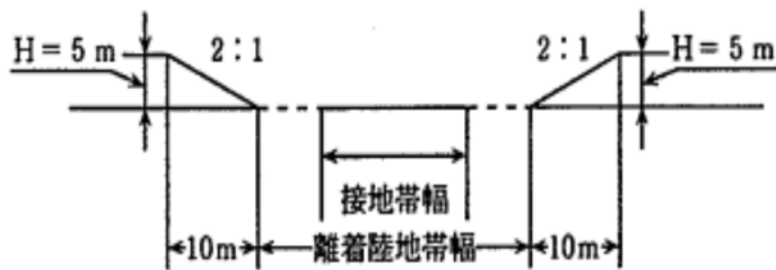
① 平面図



② 進入表面断面図

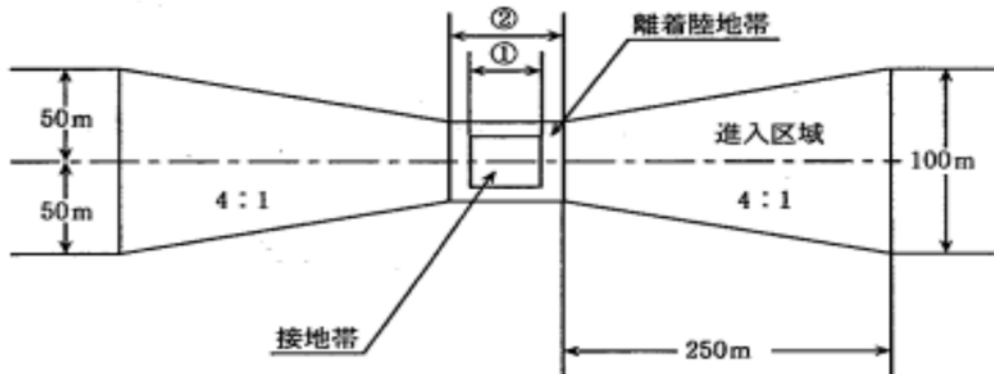


③ 転移表面断面図



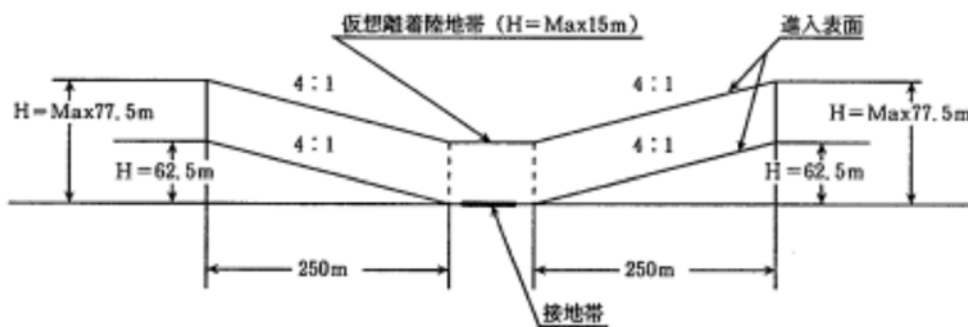
(3) 災害時において緊急輸送等に使用する離着陸場（防災対応離着陸場）の場合

① 平面図



- ・ 接 地 帯 : 長さ及び幅は使用機の全長以上の長さとする。
- ・ 離着陸地帯 : 長さ及び幅は使用機の全長に 20m 以上を加えた長さとする。
 * 全長が 20m を越す機材については全長の 2 倍以上の長さとする。
 * 離着陸地帯は原則として地上に設定する。但し、周囲環境により地上に設定できない場合、障害物の程度により「仮想離着陸地帯」として 15m までの高さを限度に離着陸地帯の上空に設定することができる。

② 進入表面断面図



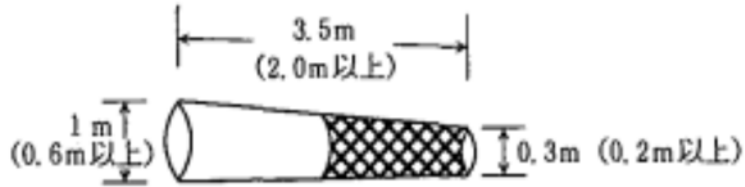
③ 転移表面断面図（転移表面は設定せず）



2 吹流し等

ヘリポート近くに上空から確認し得る風の方向を示す吹流し又は旗をたてること。

吹流しの基準

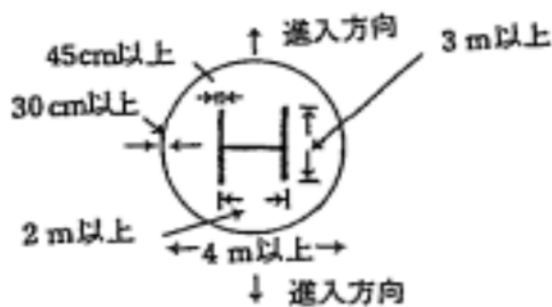


※()内は陸上ヘリポート、水上ヘリポートの場合

3 着陸中心点

着陸地点には、石灰等（積雪時は墨汁、絵具等）を用いてH記号を標示して着陸中心点を示すこと。

H記号の基準



4 危険予防の措置

(1) 離着陸地帯への立入禁止措置

離着陸地帯及び運行上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない措置を講ずること。

(2) 防塵措置

表土が砂塵の発生するところでは、散水等の措置を講ずること。

(3) 重量計の準備

物資を輸送する場合は、重量計を準備すること。

3-10-1 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、岩手県内において地震、津波等による大規模災害が発生した場合に、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、岩手県内の市町村（以下単に「市町村」という。）間の相互応援が迅速かつ円滑に行われるために必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供及びあっせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供及びあっせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両等の提供及びあっせん
- (5) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
- (7) 全各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援調整市町村)

第3条 市町村は、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）及び応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）の間の連絡調整等を行う市町村（以下「応援調整市町村」という。）を、地域ごとに定めるものとする。

(応援要請等)

第4条 被災市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、応援調整市町村に対し、応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 第2条第2号及び第3号に掲げる物資及び資機材の品名・数量等
- (3) 第2条第4号に掲げる車両等の種類・規格及び台数
- (4) 応援職員等の職種別人員
- (5) 応援場所及び応援場所までの経路
- (6) 応援を要する期間
- (7) 前号に掲げるもののほか、必要な事項

2 応援調整市町村は、前項の要請を受けた場合は、他の市町村及び岩手県と十分連絡をとり、各市町村が実施する応援内容等の調整を図るものとする。

(自主応援)

第5条 市町村は、甚大な被害が発生した認められる場合において、被災市町村との連絡がとれないとき、又は、被災市町村から応援要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができるものとする。この場合において、当該市町村は、同項の規定により被災市町村から応援の要請を受けたものとみなす。

(応援費用の負担等)

第6条 応援市町村が応援に要した費用は、原則として、被災市町村の負担とする。

2 被災市町村は、前項の費用を支弁するいとまがない場合は、応援市町村に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは、速やかに、相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第8条 市町村は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報及び資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、特に必要がある場合は、その都度、市町村が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関し必要な事項は、第7条に規定する連絡担当課が協議して定めるものとする。

第10条 この協定は、平成8年10月7日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書 59 通を作成し、市町村がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成8年10月7日

(県内 59 市町村長 印) 省略

3-10-2 大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、大規模災害における岩手県市町村相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第9条第2項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援調整市町村)

第2条 協定第3条に規定する応援調整市町村は、別表第1のとおりとする。

2 応援調整市町村の役割は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村の被害状況に関する情報の収集及び提供
- (2) 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び各市町村との連絡調整等
- (3) 第2号に掲げるもののほか、必要な事項

(応援要請方法)

第3条 協定第4条第1項の規定による応援の要請は、電話・ファクシミリ等により行うものとし、後日、文書を提出するものとする。

2 ファクシミリ又は文書による応援要請は、別紙様式によるものとする。

(応援職員等の派遣に要した費用の負担)

第4条 協定第6条第1に規定する費用のうち、応援職員等の派遣に要した費用の負担については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 被災市町村が負担する費用は、応援市町村が定める規定により算定した応援職員等の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
- (2) 応援職員等が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)の規定に基づき、必要な補償を行う。
- (3) 応援職員等が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市町村が、被災市町村への往復の途中において生じたものについては応援市町村が、それぞれ補償する。
- (4) 前3に掲げるもののほか、応援職員等の派遣に要した費用については、被災市町村及び応援市町村が協議して定める。

(応援費用の請求等)

第5条 応援市町村が、協定第6条第2項の規定により応援に要した費用を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災市町村に請求するものとする。

- (1) 応援職員等の派遣については、前条に規定する費用
- (2) 備蓄物資については、提供した当該物資の時価評価額及び輸送費
- (3) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費
- (4) 車両、資機材等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
- (5) 施設の提供については、借上料
- (6) 協定第2第7に規定するものについては、その実施に要した額

2 前項の規定による請求は、応援市町村長による請求書(関係書類を添付)により、連絡担当課を経由して、被災市町村長に請求するものとする。

3 前2により難いときは、被災市町村及び応援市町村が協議して定めるものとする。

(費用負担の協議)

第6条 協定第6第1の規定にかかわらず、被災市町村の被災状況等を勘案し、特別の事情があると認めるときは、応援に要した費用の負担について、被災市町村及び応援市町村の間で協議して定めることができるものとする。

(連絡担当課)

第7条 協定第7に規定する連絡担当課は、別表第2のとおりとする。

(訓練の実施)

第8条 市町村は、協定の基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第9条 協定及びこの実施細目は、必要に応じて見直すこととし、その事務処理については、応援調整市町村が持ち回りで担当する。

附 則

この実施細目は、平成8年10月7日から施行する。

別表第1(第2条関係)

応 援 調 整 市 町 村

地 域 名	構 成 市 町 村	応援調整市町村	
		正	副
二 戸	二戸市、軽米町、九戸村、浄法寺町、一戸町	盛岡市	久慈市
久 慈	久慈市、普代村、種市町、野田村、山形村、大野村	二戸市	盛岡市
盛 岡	盛岡市、雫石町、葛巻町、岩手町、西根町、滝沢村、松尾村、玉山村、紫波町、矢巾町、安代町	北上市	宮古市
宮 古	宮古市、田老町、山田町、岩泉町、田野畑村、新里村、川井村	盛岡市	花巻市
岩手中部	花巻市、北上市、大迫町、石鳥谷町、東和町、湯田町、沢内村	一関市	釜石市
胆 江	水沢市、江刺市、金ヶ崎町、前沢町、胆沢町、衣川村	花巻市	大船渡市
釜 石	遠野市、釜石市、大槌町、宮守村	遠野市	奥州市
両 磐	一関市、花泉町、平泉町、大東町、藤沢町、千厩町、東山町、室根村、川崎村	水沢市	陸前高田市
気 仙	大船渡市、陸前高田市、住田町、三陸町	一関市	奥州市

別表第 2 (第 7 条関係)

連 絡 担 当 課

地域	市町村	連絡担当課	電話番号		F A X 番号
			防災行政無線	有線番号	
二戸	二戸市	生活環境課	X-431-1	0195-23-3111	25-5160
	軽米町	総務課	X-432-1	0195-46-2111	46-2335
	九戸村	総務課	X-433-1	0195-42-2111	42-3120
	浄法寺町	総務課	X-441-1	0195-38-2111	38-2161
	一戸町	総務課	X-442-1	0195-33-2111	33-3770
久慈	久慈市	消防防災課	X-487-1	0194-53-3109	53-3115
	普代村	住民課	X-20-483-1	0194-35-2111	35-3017
	種市町	総務課	X-482-1	0194-65-2111	65-4334
	野田村	住民課	X-484-1	0194-78-2111	78-3995
	山形村	総務課	X-485-1	0194-72-2111	72-2848
	大野村	総務課	X-486-1	0194-77-2111	77-4015
盛岡	盛岡市	消防防災課	X-411-1	019-651-4111	622-6211
	滝沢市	総務課	X-423-1	019-684-2111	684-1517
	雫石町	総務課	X-421-1	0195-692-2111	692-1311
	葛巻町	総務課	X-401-1	019-66-2111	66-2101
	岩手町	総務課	X-402-1	0195-62-2111	62-3104
	西根町	総務課	X-422-1	0195-76-2111	75-0469
	松尾村	総務課	X-424-1	0195-74-2111	74-2102
	玉山村	総務課	X-425-1	019-683-2111	683-1130
	紫波町	消防防災課	X-20-412-1	019-672-2111	672-2311
	矢巾町	住民課	X-413-1	019-697-2111	697-3700
	安代町	総務課	X-403-1	0195-72-2111	72-3531
宮古	宮古市	消防防災課	X-466-1	0193-62-5533	62-3637
	田老町	総務課	X-462-1	0193-87-2111	87-3667
	山田町	総務課	X-463-1	0193-82-3111	82-4989
	岩泉町	総務課	X-471-1	0194-22-2111	22-3562
	田野畑村	住民生活課	X-472-1	0194-34-2111	34-2632
	新里村	住民生活課	X-464-1	0193-72-2111	72-3282
	川井村	総務課	X-465-1	0193-76-2111	76-2042
岩手中部	花巻市	消防防災課	X-495-1	0198-24-2119	24-0259
	北上市	消防防災課	X-20-502-1	0197-64-1122	62-7023
	大迫町	総務課	X-492-1	0198-48-2111	48-2943
	石鳥谷町	総務課	X-493-1	0198-45-2111	45-3733
	東和町	総務課	X-20-494-1	0198-42-2111	42-3605
	湯田町	福祉課	X-506-1	0197-82-2111	82-3111
	沢内村	総務課	X-507-1	0197-85-2111	85-2119

地域	市町村	連絡担当課	電話番号		F A X 番号
			防災行政無線	有線番号	
胆江	水沢市	生活環境課	X-521-1	0197-24-2111	24-1991
	江刺市	企画調整課	X-511-1	0197-35-2111	35-5120
	金ヶ崎町	生活環境課	X-522-1	0197-42-2111	42-4474
	前沢町	町民課	X-523-1	0197-56-2111	56-3427
	胆沢町	町民課	X-524-1	0197-46-2111	46-4455
	衣川村	総務課	X-20-525-2	0197-52-3111	52-4142
釜石	釜石市	総務課	X-451-1	0193-22-2127	22-2686
	遠野市	消防防災課	X-563-1	0198-62-4311	62-2271
	大槌町	総務課	X-20-452-1	0193-42-2111	42-3855
	宮守村	総務課	X-562-1	0198-67-2111	67-2037
両盤	一関市	企画調整課	X-531-1	0191-21-2111	21-2164
	花泉市	総務課	X-532-1	0191-82-2211	82-2210
	平泉町	総務課	X-533-1	0191-46-2111	46-3080
	大東町	町民課	X-541-1	0191-72-2111	72-2222
	藤沢町	自治振興課	X-542-1	0191-63-2111	63-5133
	千厩町	町民生活課	X-543-1	0191-53-2111	53-2110
	東山町	総務課	X-544-1	0191-47-2111	47-2118
	室根村	住民福祉課	X-20-545-2	0191-64-2111	64-2115
	川崎村	民生課	X-546-1	0191-43-2111	43-2550
気仙	大船渡市	総務課	X-551-1	0192-27-3111	26-4477
	陸前高田市	総務課	X-552-1	0192-54-2111	54-3888
	住田町	総務課	X-20-553-1	0192-46-2111	46-3515
	三陸町	総務課	X-554-1	0192-44-2111	44-2110

備考 1 防災行政無線の「×」は、発信特番(市町村ごとに異なる)であること。

2 は、応援調整市町村であること。

3-1-1-1 自衛隊災害派遣隊撤収要請書

別紙様式(第3条関係)

第 年 月 日

(応援調整市町村長) 殿

(応援要請市町村長)

応 援 要 請 書

「大規模災害時における岩手県市町村相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種類	地震災害 津波災害 風水害 その他 ()			
1 人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明	(3) 重傷者	(4) 軽傷者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一部破損	(4) その他
	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯	棟 世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、道路、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	
担 当 者 名	
電 話 ・ FAX 番 号	

2 応援の種類

(1) 物資・資機材・車両等の種類

品名(種類・規格等)	数 量	場 所

(2) 職員等の派遣

種 類	活 動 内 容	人 員	場 所

(3) その他の応援要請事項

--

3 応援の期間

年 月 日 ～ 年 月 日

4 応援場所までの経路

陸 路	
空 路(ヘリポート等)	
水 路(港 湾 等)	

3-14-1 救助の種類、程度、期間等

救助の種類、程度、期間等(災害救助法による。)

(平成29年4月1日現在)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け又は受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費1人1日当たり320円以内とする。 (加算額) 冬期は、別に定める額を加算する。 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水道費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上する。
応急仮設住宅の供与	住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり5,516,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,516,000円以内であればよい 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる 4 供与期間は2年以内
		○借上型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

炊出しその他のによる食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,130 円以内			災害発生の日から 7 日以内			食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1 食 1/3 日)		
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 7 日以内			輸送費、人件費は別途計上		
被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他の生活必需品を喪失、若しくは毀損等により私用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 下記(4月～9日)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内			災害発生の日から 10 日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること		
		区 分		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増す 毎に加算	
		全 壊 全 焼 流 出	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800	
			冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100	
		半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600	
			冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500	
医 療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者…協定料金の額以内			災害発生の日から 14 日以内			患者等の移送費は、別途計上		
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛星材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から 7 日以内			妊婦等の移送費は、別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費			災害発生の日から 3 日以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は、別途計上		

被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 574,000 円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 ・小学生児童 4,400 円 ・中学生生徒 4,700 円 ・高等学校等生徒 5,100 円	災害発生の日から(教科書)1ヵ月以内(文房具及び通学用品)15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は、個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象に実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり ・大人(12歳以上) 210,200 円以内 ・小人(12歳未満) 168,100 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者の死体について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする	(洗浄、消毒等) 1 体当たり 3,400 円以内(一時保存) ・既存建物借上費 通常の実費 ・既存建物以外 1体当たり 5,300 円以内 (検 索) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検索は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障を来している場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 135,100 円以内	災害発生の日から10日以内	

輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事したものに相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

3-15-1 消防団担当区域一覧表

消防団担当区域一覧表

責任区分		担当行政区域		備 考
第 1 分団	1 部	日 詰 地 区	1・2・3・4・10・11・12・13・14・15・20 区	
	2 部		5・6・7・8・9・16・17・18・19・21 区	
第 2 分団	1 部	古 館 地 区	3・4・18 区	
	2 部		5・6・13・14 区	
	3 部		1・2・9・10・19 区	
	4 部		7・8・11・12・15・16・17 区	
第 3 分団	1 部	水 分 地 区	4・5・6 区	
	2 部		1・2・3 区	
	3 部		10・11・12・13 区	
	4 部		7・8・9 区	
第 4 分団	1 部	志 和 地 区	2・4・7 区	
	2 部		3・5・6 区	
第 5 分団	1 部		8・9・11 区	
	2 部		10・12・13 区	
第 6 分団	1 部		14・15 区	
	2 部		16・17・21 区	
	3 部		18・19・20 区	
第 7 分団	1 部	赤 石 地 区	4・5・6・19・20 区	
	2 部		1・2・3・18 区	
	3 部		7・8・9・10・11 区	
第 8 分団	1 部		12・13・14・15・16 区	
	2 部		17 区	
第 9 分団	1 部	彦 部 地 区	1・2・3・4 区	
	2 部		5・6 区	
	3 部		7・8・9・10 区	
第 10 分団	1 部	佐 比 内 地 区	1・2・3 区	
	2 部		4・5・6・7 区	
	3 部		8・9 区	
第 11 分団	1 部	赤 沢 地 区	5・6・7 区	
	2 部		1・2・3 区	
	3 部		4 区	
	4 部		8 区	
第 12 分団	1 部	長 岡 地 区	1・2・3・4・5・6・7 区	
	2 部		8・9・10・11 区	

3-16-1 医療救護班一覧表

医療救護班一覧表

紫波郡医師会（紫波町内）

名 称	所在地	電 話
社団医療法人法成会 平和台病院	犬渚字南谷地 110 番地 5	019-672-2266
県立中央病院付属 紫波地域診療センター	桜町字三本木 32 番地	019-676-3311
加藤胃腸科内科医院	高水寺字田中 207 番地	019-672-3699
川守田医院	日詰駅前一丁目 8 番地 2	019-676-5553
志和診療所	上平沢字川原 52 番地	019-673-7805
紫波整形外科クリニック	日詰字東裏 20 番地 2	019-656-1150
紫波皮フ科医院	日詰字郡山駅 211 番地	019-672-5134
紫波中央眼科	紫波中央駅前三丁目 3 番地 3 オガールプラザ東棟 1 階	019-681-7595
紫波中央小児科	紫波中央駅前三丁目 3 番地 94 オガールセンター 1 階	019-672-1110
医療法人清風会 なおしま医院	上平沢字川原田 33 番地 5	019-673-6967
野崎内科・神経内科医院	高水寺字大坊 183 番地 1	019-671-2011
医療法人誠美会 ほごぎ脳神経外科クリニック	桜町字三本木 167 番地 1	019-671-1515
医療法人 はたふく医院	日詰字石田 3 番地 2	019-672-2121
平井医院	日詰字下丸森 138 番地 2	019-672-3200
ふるだて加藤肛門外科クリニック	高水寺字古屋敷 87 番地 1	019-671-1717
横川産婦人科医院	北日詰字東ノ坊 28 番地 3	019-676-3811
医療法人芳譲会 渡辺内科医院	日詰字下丸森 122 番地 3	019-672-3667

紫波郡歯科医師会（紫波町内）

名 称	所在地	電 話
ささき歯科クリニック	日詰字下丸森 9 番地 1	019-671-1160
紫波中央歯科	紫波中央駅前二丁目 3 番地 3 オガールプラザ東棟 1 階	019-601-7335
しわ歯科	片寄字梅田 99 番地 3	019-671-7207
つのだ歯科・矯正歯科医院	桜町二丁目 1 番地 5	019-676-5111
中島歯科医院	中島字桜田 1 番地 133	019-676-4618
ひづめ歯科医院	日詰西六丁目 5 番地 8	019-676-2700
平井歯科医院	北日詰字白旗 49 番地	019-676-4855
ふかざわ歯科医院	北日詰字大日堂 15 番地 6	019-672-3848
まきふじ歯科医院	平沢字松田 1 番地 1	019-672-5515
六本木歯科医院	日詰字郡山駅 205 番地	019-672-4919
まさひとデンタルクリニック	高水寺字田中 52 番地 3	019-613-6028

3-17-1 支援物資の種類、支給基準数量等

支援物資の種類、支給基準数量等

〔供給食料の種類〕

区 分	供 給 食 料
主食用	米穀、炊出しによる米飯、弁当等、パン、うどん、そば、乳児用ミルク、その他インスタント食品、乾パン等
副食物	缶詰、漬物、佃煮、ちくわ、かまぼこ、ハム、ソーセージ、野菜等（※副食物は、変質、腐敗等のしにくいものとする。）
調味料	味噌、醤油、塩、砂糖等
飲 料	ミネラルウォーター、スポーツドリンク等

〔1人当たりの供給数量〕

区 分	供給基準数量
米 穀	- 被災者1食あたり、精米200グラム以内 - 応急供給受配者 1日あたり 精米400グラム以内 - 災害救助従事者 1食あたり 精米換算300グラム以内

〔支給物資の種類〕

区 分	支 給 物 資
外 衣	洋服、作業衣、子供服等
肌 着	シャツ、パンツ、紙オムツ等の下着類
寝 具	タオルケット、毛布、布団等
身回品	タオル、手ぬぐい、靴下、サンダル、傘等
炊事道具	なべ、炊飯器、こんろ、ガス器具等
食 器	はし、茶わん、皿等
日用品	石けん、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、歯ブラシ、ビニールシート等
光熱材料	マッチ、ローソク、懐中電灯、木炭、灯油、プロパンガス等

3-21-1 障害物除去用機材一覧表

障害物除去用機材一覧表

保有部・課等		機 種	台数(台)	備 考
建設部	土 木 課	トラック	4	4 t × 2、3 t × 1 1.5 t × 1
		タイヤドーザー	4	
		クレーン付トラック	1	
		グレーダ	3	
		軽トラック	1	
教育部	総合体育館	軽トラック	1	
	教育総務課	軽トラック	1	中央公民館
産業部	農 政 課	軽トラック	2	フルーツパーク× 1 えこ 3 センター× 1
		トラック	4	えこ 3 センター× 3 チップ工場× 1
計			19	

3-2-2-1 遺体収容所

遺体収容所

名 称	所在地	収容能力(体)	連絡先
来迎寺	日詰字石田 47 番地	70	672-3062
勝源院	日詰字朝日田 273 番地	80	672-3652
本誓寺	二日町字北七久保 204 番地	50	672-3440
善念寺	二日町字北七久保 188 番地	50	672-3135
長岩寺	二日町字北七久保 123 番地	30	672-3034
蟠龍寺	高水寺字向畑 97 番地	80	676-2366
極楽寺	升沢字久保 48 番地	120	673-6881
光円寺	南伝法寺字高木 1 番地 1	40	673-7320
欣求寺	土館字内川 8 番地	30	673-6881
願圓寺	片寄字中平 9 番地	40	673-7428
隠里寺	片寄字中平 15 番地	60	673-6118
称名寺	片寄字鶉森 6 番地 3	40	673-7445
広沢寺	平沢字館 73 番地	30	672-2907
正養寺	彦部字川前 100 番地	70	672-2210
長徳寺	彦部字暮坪 168 番地 1	40	672-3326
高金寺	大巻字花立 28 番地	50	672-4165
鳳仙寺	佐比内字芳沢 1 番地 4	30	674-2019
正音寺	遠山字上小深田 29 番地 1	30	672-2398
江岸寺	江柄字日向 4 番地	40	696-2405
常光寺	東長岡字竹洞 116 番地	50	672-4377
計	20 箇所	1030	

上記のほか、葬祭事業所の同意を得て遺体収容施設の確保を図る。

3-2-2-2 隣接市町火葬場

隣接市町火葬場

火葬施設名	火葬炉	管理者	所在地(電話番号)
盛岡市斎場 やすらぎの丘	9 基	盛岡市長	盛岡市三ツ割字寺山 46 番地 4 火葬場 601-5046 市民登録課 651-4111
矢巾斎苑	2 基	矢巾町長	矢巾町大字白沢第 6 地割 175 番地 12 斎苑 697-7848 住民課 611-2502
花巻市 大迫町斎場	1 基	花巻市長	花巻市大迫町大迫第 10 地割 29 番地 1 斎場 0198-48-2918 大迫総合支所市民サービス課市民生活係 担当 0198-48-2111
花巻市 石鳥谷町斎場	2 基	花巻市長	花巻市石鳥谷町好地第 2 地割 161 番地 1 斎場 0198-45-4912 石鳥谷総合支所市民サービス課市民生活係 担当 0198-45-2111

3-2-2-3 近隣葬祭業者

近隣葬祭業者

〔町内葬祭業者〕

名 称	霊 柩 車 保有台数	遺体搬送車 保有台数	所 在 地	電話番号
はくよ葬祭仏具店	1 台	1 台	日詰字郡山駅 52 番地	676-2525
(有) 藤田	2 台	1 台	日詰西二丁目 6 番地 14	672-2668
(株)JA シンセラ中央 葬祭センター	2 台	1 台	桜町字上野沢 273 番地	676-7676

〔県葬祭業協会等〕

名 称	所 在 地	電話番号
岩手県葬祭業協同組合	盛岡市材木町 5-1	656-0244

4-1-1 激甚災害指定基準

激甚災害指定基準

昭和37年12月 7日
中央防災会議決定

改正昭和40年 2月17日
昭和47年 8月11日
昭和56年 4月10日
昭和56年10月14日
昭和57年 9月10日
昭和58年 7月19日
平成12年 3月24日
平成28年 2月 9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は次の基準による。

1 法第2章（公共施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助）の措置に適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が全国の都道府県及び市町村の当該年度の標準税収入の総額のおおむね0.2%を超える災害であり、かつ、次の要件のいずれかに該当するもの

(1) 都道府県が負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の標準税収入の25%を超える都道府県が一以上あること。

(2) 一の都道府県の区域内の市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額の総額が、当該都道府県の区域内の全市町村の当該年度の標準税収入の総額の5%を超える都道府県が一以上あること。

2 法第5条（農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

A 当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第5条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の災害復旧事業をいう。以下同じ。）の事業費の査定見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

B 当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業の事業費の査定見込額が当該都道府県の当該年度の農業所得推定額の4%を超える都道府県又はその査定見込額がおおむね10億円を超える都道府県が一以上あるもの

3 法第6条（農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例）の措置は、法第5条の措置又は農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される激甚災害（当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

ただし、これに該当しない場合であっても、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る。）は、当該災害に係る漁業被害見込み額が農業被害見込み額を超え、かつ次のいずれかに該当する激甚災害（当該災害に係る水産業共同利用施設の被害額が5,000万円以下と認められる場合を除く。）について適用する。

(1) 当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動物の養殖施設をいう。）の被害見込み額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害

- (2) 当該災害に係る漁業被害見込み額が当該年度の全国漁業所得推定額のおおむね1.5%を超える災害により法第8条の措置が適用される災害
- 4 法第8条（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害（当該災害の実態により、その必要性がないと認められるものを除く。）とする。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であつて、その被害の態様から次の基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつどその被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。
- A 当該災害に係る農業被害見込額が、当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.5%を超える災害
- B 当該災害に係る農業被害見込額が当該年度の全国農業所得推定額のおおむね0.15%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る特別被害農業者（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法第2条第2項に規定する特別被害農業者をいう。）の数が当該都道府県の区域内における農業をおもな業務とする者のおおむね3%を超える都道府県が一以上あるもの
- 5 法第11条の2（森林災害復旧事業に対する補助）の措置を適用すべき激甚災害は、次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね5%を超える災害
- B 当該災害に係る林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.5%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内における当該災害に係る林業被害見込額が当該都道府県の当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の60%を超える都道府県又はその林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね1.0%を超える都道府県が一以上あるもの
- 6 法第12条（中小企業信用保険法による災害関係保証の特例等）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害に係る中小企業関係被害額が、当該年度の全国の中小企業所得推定額（第二次産業及び第三次産業国民所得に中小企業附加価値率及び中小企業販売率を乗じて推計した額。以下同じ。）のおおむね0.2%を超える災害
- B 当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の全国の中小企業所得推定額のおおむね0.06%を超える災害であり、かつ、一の都道府県の区域内の当該災害に係る中小企業関係被害額が当該年度の当該都道府県の中小企業所得推定額の2%を超える都道府県又はその中小企業関係被害額が1,400億円を超える都道府県が一以上あるもの
- ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関係被害額の全国の中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- 7 法第16条（公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助）、第17条（私立学校施設災害復旧事業に対する補助）及び第19条（市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例）の措置は法第2章の措置が適用される激甚災害について適用する。
- ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
- 8 法第22条（罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例）の措置を適用すべき激甚災害は次のいずれかに該当する災害とする。
- A 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね4,000戸以上である災害
- B 次の要件のいずれかに該当する災害
- ただし火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害実情に応じ特例的措置を講ずることがあるものとする。
- (1) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね2,000戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で200戸以上又はその区域内の住宅戸数の1割以上である災害
- (2) 当該災害による住宅の滅失戸数が被災地全域のおおむね1,200戸以上であり、かつ、一市町村の区域内で400戸以上又はその区域内の住宅戸数の2割以上である災害

- 9 法第24条（小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等）の措置は、公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置にあつては法第2章の措置が適用される災害、農地及び農業用施設等小災害に係る措置にあつては法第5条の措置が適用される災害について適用する。
- 10 上記の措置以外の措置は、災害の発生のおよび被害の実情に応じて個別に考慮するものとする。

注 昭和40年2月17日改正の指定基準は、昭和39年9月の台風20号による災害以後の災害に適用。昭和47年8月11日改正の指定基準は、昭和47年6月6日以後に発生した災害について適用。昭和56年4月10日改正の指定基準は、昭和55年12月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和57年7月9日改正の指定基準は、昭和58年5月26日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指定基準は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。平成12年10月31日改正の指定基準は、平成12年9月8日以後に発生した災害について適用。平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。平成28年2月9日改正の指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害に適用。

4-1-2 局地激甚災害指定基準

局地激甚災害指定基準

昭和43年11月22日
中央防災会議決定

改正昭和46年10月11日
昭和56年10月14日
昭和58年 6月11日
平成12年 3月24日
平成19年 2月27日
平成19年 4月19日
平成20年 7月 3日
平成21年 3月10日
平成23年 1月13日
平成28年 2月 9日

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「法」という。）第2条の激甚災害の指定及びこれに対し適用すべき措置の指定は、激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）によるもののほか、次の基準による。

次のいずれかに該当する災害があるときは、当該災害が激甚災害指定基準（昭和37年12月7日中央防災会議決定）に該当しない場合に限り、(1)に掲げる市町村における(1)に掲げる災害については、法第3条第1項各号に掲げる事業のうち、当該市町村が当該災害によりその費用を負担するもの及び法第4条第5項に規定する地方公共団体以外の者が設置した施設に係るものについて法第2章の措置並びに当該市町村が当該災害について発行を許可された公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る地方債について法第24条第1項、第3項及び第4項の措置、(2)に掲げる市町村の区域における(2)に掲げる災害については、法第5条、第6条及び第24条第2項から第4項までの措置（ただし書に掲げる災害については、法第6条の措置（水産業共同利用施設に係るものに限る））、(3)に掲げる市町村の区域における(3)に掲げる災害については、法第11条の2の措置、(4)に掲げる市町村の区域における(4)に掲げる災害については、法第12条の措置をそれぞれ適用すべき激甚災害とする。

(1) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村がその費用を負担する当該災害に係る公共施設災害復旧事業等（法第3条第1項第1号及び第3号から第14号までに掲げる事業をいう。以下同じ。）の査定事業費の額が

次のいずれかに該当する市町村が一以上ある災害（該当する市町村ごとの当該査定事業費の額を合算した額がおおむね1億円未満のものを除く。）

- (イ) 当該市町村の当該年度の標準税収入の50%を超える市町村（当該査定事業費の額が1,000万円未満のものを除く。）
(ロ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該査定事業費の額が2億5,000万円を超える市町村にあっては、当該税収入の20%を超える市町村
(ハ) 当該市町村の当該年度の標準税収入が50億円を越え、かつ、100億円以下の市町村にあっては、当該収入の20%に当該標準税収入から50億円を控除した額の60%を加えた額を超える市町村

- ② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く。）

(2) 次のいずれかに該当する災害

- ① 当該市町村の区域内における当該災害に係る農地等の災害復旧事業（法第55条第1項に規定する農地、農業用施設及び林道の害復旧事業をいう。）に要する経費の額が当該市町村に係る当該年度の農業所得推定額の10%を超える市町村（当該経費の額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。（上記に該当する市町村ごとの当該経費の額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
 ただし、これに該当しない場合であっても、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁業被害額が農業被害額を超え、かつ、当該市町村の区域内における当該災害に係る漁船等（漁船、漁具及び水産動植物の養殖施設をいう。）の被害額が当該市町村に係る当該年度の漁業所得推定額の10%を超える市町村（当該漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害（上記に該当する市町村ごととの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。）
- ② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね10未満のものを除く）
- (3) 当該市町村の区域内における当該災害に係る林業被害見込額（樹木に係るものに限る。以下同じ。）が当該市町村に係る当該年度の生産林業所得（木材生産部門）推定額の1.5倍を超え（当該林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。）、かつ、大火による災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が おおむね300haを超える市町村、その他の災害にあつては、その災害に係る要復旧見込面積が当該市町村の民有林面積（人工に係るものに限る。）のおおむね25%を超える市町村が一以上ある災害
- (4) 当該市町村の区域内における当該災害に係る中小企業関係被害額が当該市町村に係る当該年度の中小企業所得推定額の10%を超える市町村（当該被害額が1,000万円未満のものを除く。）が一以上ある災害。ただし、上記に該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。

なお、この指定基準は、昭和43年1月1日以後に発生した災害について適用する。

注 昭和46年10月11日改正の指定基準は、昭和46年1月1日以後に発生した災害について適用。昭和56年10月14日改正の指定基準は、昭和56年8月21日以後に発生した災害について適用。昭和58年6月11日改正の指定基準は、昭和58年4月27日以後に発生した災害について適用。平成12年3月24日改正の指摘淳は、平成12年1月1日以後に発生した災害について適用。平成19年2月27日改正の指定基準は、平成18年10月6日以後に発生した災害について適用。平成19年4月19日改正の指定基準は、平成19年3月25日以後に発生した災害について適用。平成20年7月3日改正の指定基準は、平成20年6月14日以後に発生した災害について適用。平成21年3月10日改正の指定基準は、平成20年10月1日以後に発生した災害について適用。平成23年1月13日改正の指定基準は、平成22年1月1日以後に発生した災害について適用。平成28年2月9日改正の指定基準は、平成27年4月1日以後に発生した災害について適用。

4-2-1 紫波町罹災証明書等交付要綱

令和3年3月29日告示第130号

紫波町罹災証明書等交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第90条の2第1項に規定する罹災証明書の交付及び紫波町地域防災計画に規定する罹災届出証明書の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 法第2条第1号に規定する災害をいう。
- (2) 住家 災害の発生時において居住のために使用している建物をいう。
- (3) 非住家 住家以外の建物をいう。
- (4) 動産等 自動車、家財道具等であつて、住家及び非住家（以下「住家等」という。）以外のものをいう。
- (5) 罹災証明書 法第90条の2第1項に規定する罹災証明書（盛岡地区広域消防組合が共同処理する罹災証明書を除く。）をいう。
- (6) 罹災届出証明書 災害により、非住家又は動産等が罹災したことについて届け出たことを証明するものをいう。

(罹災証明書の被害の程度の区分)

第3 町長が罹災証明書で証明する被害の程度の区分は、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針その他国が定める基準によるものとする。

(罹災証明書の交付の申請)

第4 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書交付申請書（様式第1号）に町長が必要と認める書類を添付して町長に申請するものとする。ただし、当該書類を添付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

2 前項に規定する申請者は、罹災した住家に居住する者並びに罹災した住家の所有者及び所有者の同居者並びにその他町長が認める者とする。

3 前項以外の者が申請する場合は、委任状を提出するものとする。

(罹災証明書の交付申請の期間)

第5 第4に規定する申請に係る期間は、災害が発生した日の翌日から起算して3月とする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

- (1) 災害による被害が大きいとき。
- (2) 申請者が長期入院等により長期間にわたり不在であると認められるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

(罹災証明書の交付)

第6 町長は、第4又は第7に規定する申請があつた場合は、提出された書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、第3に規定する被害を確認できたときは、罹災証明書を交付するものとする。

(再調査)

第7 第6に規定する罹災証明書の内容に不服がある者は、住家再調査申請書（様式第2号）により町長に再調査の申請をすることができる。ただし、再調査の申請は2回を限度とする。

2 前項の申請は、罹災証明書の交付の決定があつたことを知った日の翌日から起算して1月以内に行うものとする。

(罹災届出証明書の交付の申請)

第 8 罹災届出証明書の交付を受けようとする者は、罹災届出書兼罹災届出証明書交付申請書（様式第 3 号）に次に掲げる書類を添付して町長に申請するものとする。ただし、当該書類を添付することができない理由があると町長が認めたときは、この限りでない。

- （1） 罹災状況が分かる写真
- （2） 罹災状況が分かる資料
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

2 前項の申請に係る期間は、災害が発生した日の翌日から起算して 6 月とする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

- （1） 災害による被害が大きいとき。
- （2） 申請者が長期入院等により長期間にわたり不在であると認められるとき。
- （3） 前 2 号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるとき。

（罹災届出証明書の交付）

第 9 町長は、第 8 に規定する申請があったときは、提出された書類を審査し、罹災届出証明書を交付するものとする。

（様式の特例）

第 10 第 4 第 1 項又は第 8 第 1 項の規定にかかわらず、必要な要件を備えたものを第 4 第 1 項又は第 8 第 1 項に規定する申請書とみなすことができる。

（手数料）

第 11 罹災証明書及び罹災届出証明書の交付に係る手数料は、災害罹災という状況を鑑み、紫波町手数料条例（平成 12 年紫波町条例第 10 号）第 4 条第 2 項の規定により免除するものとする。

（その他）

第 12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第 1 号 (第 4 関係)

住家に被害があるとき

罹災証明書交付申請書

☐ 新規交付☐ 再交付

年 月 日

紫波町長 氏 名 様

申請者 住 所 _____

フリガナ

氏 名 _____

電話番号 _____

次のとおり、罹災証明書の交付を受けたいので申請します。

罹 災 原 因	年 月 日の による
罹災した住家 等の所在地	☐ 申請者住所に同じ ☐ 申請者住所以外 (紫波町)
世帯主または 所有者氏名	☐ 申請者に同じ ☐ 申請者以外 () 申請者との関係 ☐ 同世帯 ☐ その他 ()
罹 災 内 容	住家の罹災内容 () 住家以外の罹災内容 ()
交 付 部 数	部

※世帯主と同一世帯者以外が申請する場合は、委任状を提出してください。

※住家は罹災せず、住家以外だけが罹災した場合は、罹災証明書の対象となりません。

※住家以外については、被害の程度の判定は行いません。

(A 4)

4-2-2 災害復興住宅等に対する融資一覧

(平成 27 年 12 月 1 日現在)

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
概要	自然災害により被害が生じた住宅の建設、補修等に要する資金の貸付け (独立行政法人住宅金融支援機構法第 13 条第 5 項)	地すべりや急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある家屋の移転等に要する資金の貸付け (同左法第 13 条第 6 項)	宅地を土砂の流失などによる災害から守るため工事に要する資金の貸付け (同左法第 13 条第 6 項)
融資の対象	1 住宅の建築 2 住宅の購入 3 住宅の補修	地すべり等防止法第 24 条第 3 項により承認を得た事業計画又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 25 条第 1 項による勧告等に基づく 1 住宅の移転又は建設 2 住宅の購入	宅地造成等規正法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律又は建築基準法による勧告又は改善命令による。 1 のり面の保護 2 排水施設の設置 3 整地 4 擁壁の設置 (旧擁壁の除去含む)
融資要件	1 自然災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から災証明書が交付されていること ・建設・購入の場合は、「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されていること ・補修の場合は、住宅に被害が生じた旨の罹災証明書を交付されていること 2 自分が居住するために建設、購入又は補修すること 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 個人(日本国籍の方、永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 関連事業計画又は勧告に基づいて住宅を移転又は除去する際の当該家屋の所有者、賃貸人又は居住者で、地方公共団体から証明書類の発行を受けた方であること 2 関連事業計画の公表の日又は勧告の日から 2 年以内に申込むこと 3 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 4 自分が居住するため又は他人に貸すために移転又は建設等するものであること 5 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)又は法人であること	1 宅地について勧告又は改善命令を受けたものであること 2 勧告を受けた日から 2 年以内又は改善命令を受けた日から 1 年以内に申込むこと 3 住宅金融公庫支援機構の資金以外に必要な資金を準備できること 4 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合が基準を満たすこと 5 申込日現在、79 歳未満であること 6 個人の方(日本国籍の方か永住許可などを受けている外国人の方)であること
一戸当りの床面積及び構造階数等の要件	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2 木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること(建設・購入の場合のみ) 3 敷地の権利が転賃貸でないこと 4 住宅部分の床面積は、制限が無し。ただし店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の約 2 分の 1 以上が必要。	1 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること 2 住宅部分の床面積が、建設の場合は原則として 13 m ² 以上、購入の場合は 50 m ² 以上(共同建ての場合は 40 m ² 以上)であること 3 木造の場合は一戸建て又は連続建てであること(建設・新築購入の場合のみ) 4 敷地の権利が転賃貸でないこと 5 建築基準法その他の関係法令に適合していること	

資料編 4 災害復旧・復興計画

種目	(1) 災害復興	(2) 地すべり関連	(3) 宅地防災
貸付金の限度		所要額又は融資限度額のいずれか低い額	1,170 万円又は工事費の 9 割のいずれか低い額
利率	個人向け 0.36% (令和元年 12 月 1 日現在)	個人向け 0.36% 事業者向け 0.16% (令和元年 12 月 1 日現在)	個人向け 0.36% 事業者向け 0.16% (令和元年 12 月 1 日現在)
期間	25 年又は 35 年以内	25 年又は 35 年以内	15 年以内

4-2-3 災害復興住宅資金

(令和元年 12 月 1 日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
火災、地震、暴風雨等の災害によって住宅が滅失又は損壊した者に対し、住宅の建設補修及び宅地の整備等を行うのに必要な資金を「住宅金融支援機構」から融資を受ける。 1 建設資金 (1) 建設資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 整地資金 建物と同時に宅地についても被害をうけて整地を行う場合 (3) 土地取得資金 宅地が流出したなどで新たに宅地を取得する場合	独立行政法人 住宅金融支援 機構法(平成 17年7月6日 法律第82号)	1 建設資金 1,680 万円 2 整地資金 450 万円 3 土地取得資金 970 万円	1 据置期間 3年以内(この期間返済期間を延長する。) 2 返済期間 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性) 35年以内 木造(一般) 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
2 購入資金 (1) 購入資金 住宅が全壊、大規模半壊又は半壊した旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 土地取得資金 敷地の所有権又は賃借権を取得する場合		1 新築購入資金 2,650 万円 2 中古住宅購入資金 (1) リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 2,650 万円 (2) リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 2,320 万円 ※ 購入資金のうち、土地取得資金は 970 万円が限度	1 据置期間 3年以内(この期間償還期間を延長する。) 2 返済期間 (1) 新築購入 耐火構造、準耐火構造、木造(耐久性)35年以内 木造(一般) 25年以内 (2) 中古住宅購入 ・リ・ユースプラス住宅、リ・ユースプラスマンション 35年以内 ・リ・ユース住宅、リ・ユースマンション 25年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済
3 補修等資金 (1) 補修資金 住宅に被害が生じた旨の罹災証明書の発行を受けた場合 (2) 引方移転資金 補修する家屋を引方移転する場合 (3) 整地資金 宅地に被害を受けて整地する場合		1 補修資金 740 万円 2 引方移転資金 450 万円 3 整地資金 450 万円 ※ 2と3をあわせて利用する場合は、合計で 450 万円が限度	1 据置期間 1年以内(返済期間は延長しない。) 2 返済期間 20年以内 3 利子 固定金利 4 返済方法 元金均等返済又は元利均等返済

4-2-4 生活福祉資金

(平成 27 年 12 月 27 日現在)

貸付対象	根拠法令	資金種類	貸付限度額の 目安	貸付条件
低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯のうち、他からの融資を受けることのできない世帯	生活福祉資金貸付制度要綱(平成 21 年 7 月 28 日厚生労働省発社援 0728 第 9 号)	福祉資金福祉費(災害援護資金)	1 世帯 150 万円以内	1 据置期間 6 か月以内 2 償還期間 据置期間経過後 7 年以内 3 連帯保証人 原則必要(ただし連帯保証人を立てられない場合でも利用可能) 4 利子 連帯保証人あり: 無利子 連帯保証人なし: 年 1.5% 5 償還方法 年賦償還、半年賦償還又は月賦償還(ただし繰上償還可能) 6 申込方法 借入申込書に官公署が発行する罹災証明書、被災証明書等を添付し民生委員を通じ、市町村社会福祉協議会を経由して都道府県社会福祉協議会へ申し込む。
		福祉資金福祉費(住宅改修費)	1 世帯 250 万円以内	

4-2-5 災害援護資金

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
台風、地震等の自然災害により、家屋等に被害を受けた世帯で世帯の前年の年間所得が 1人世帯 220万円以内 2人世帯 430万円以内 3人世帯 620万円以内 4人世帯 730万円以内 5人以上の世帯については、1人増すごとに730万円に30万円を加えた額以内 ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円以内 平成 14 年 8 月 1 日現在	災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年 9 月 18 日法律第 82 号)	対象被害及び貸付限度額 1 世帯主の1ヵ月以上の負傷 150万円 2 住居の全壊 250万円 3 住居の半壊 170万円 4 家財の3分の1以上の損害 150万円 5 重複被害 (1)=1+2 350万円 (2)=1+3 270万円 (3)=1+4 250万円 6 住居全体の滅失若しくは流失 350万円	1 据置期間 3年 (特別の事情がある場合5年) 2 償還期間 据置期間経過後7年 (特別の事情がある場合5年) 3 貸付 利率年3% (据置期間中は無利子) 4 償還方法 年賦又は半年賦 5 延滞利率 年 10.75%

5-1-1 岩手山の活動状況

岩手山の活動状況（平成7年以降）

年	事 項
平成7年 ～9年 (1995～ 1997年)	○ 平成7年9月火山性微動と低周波地震の発生が始まる。 ○ 平成9年12月山体西側を震源とする地震が発生し始める。
平成10年 (1998年)	○ 2月以降地震回数が増加。 ○ 4月29日15時前後の短時間に多数の火山性地震を観測。 東北大学の傾斜計等のデータにも大きな変化を観測。臨時火山情報第1号。 聞き取り調査の結果、休暇村岩手では有感となった模様。モホ面付近の地震が急増。 ○ 6月地震回数が1,800回（1ヶ月）を超える。 岩手山西側を震源とする低周波地震の発生を観測。臨時火山情報第2号 （今後さらに火山活動が活発化した場合には噴火の可能性もある）。微動が目立って観測されるようになり、7月には振幅の大きな微動が観測され、発生回数も32回を数えた。大地獄谷での噴気温度の上昇と姥倉山付近で地温の高い箇所を確認。 ○ 7月振幅の大きい火山性微動と火山性地震が観測され、臨時火山情報第3号。 ○ 7月下旬から8月前半にかけて、やや深いところ（4～8km）で発生した低周波地震が1日数回発生。モホ面付近の地震は35回発生。 ○ 8月三ツ石山付近でM3.4の地震。山頂付近を震源とするM1.8の地震。 ○ 9月岩手山の南西約10kmでM6.1（震度6弱）の逆断層型の地震が発生。 篠崎地震断層出現。臨時火山情報第4号。山頂に近い鬼ヶ城付近で浅い地震（M2.0～2.5）が発生。 ○ 10月三ツ石山付近でM2.9の地震。 ○ 山頂付近でM2.9の地震発生。
平成11年 (1999年)	○ 低周波地震は1月28回、2～7月は12～20回の発生。8月1日には短時間に32回と多発した。 ○ 4月黒倉山・姥倉山鞍部北斜面で新たな噴気個所を観測。 ○ 5月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.6（震度4）の地震が発生。 ○ 6月黒倉山の地中温度の上昇を確認。 ○ 9月葛根田川沿いの天然記念物「玄武洞」が大崩落。 ○ 11月振幅の大きな微動（振り切れ微動継続時間約4分）観測。臨時火山情報第4号。
平成12年 (2000年)	○ 1月黒倉山山頂付近の噴気が高さ100メートルを超える日が度々観測されるようになる。 ○ 3月犬倉山から姥倉山付近を震源とするM3.8（震度4）の地震。 ○ 4月大地獄谷西小沢で10数ヶ所の噴気孔群を観測。 ○ 6月黒倉山から姥倉山付近を震源とする単色地震が発生。 ○ 6～9月黒倉山山頂の噴気の高さは200～250メートルに達する。
平成13年 (2001年)	○ 黒倉山山頂の噴気活動は依然活発。 ○ 5月モホ面付近を震源とする低周波地震が15回観測。
平成14年 (2002年)	○ 4月下旬に東岩手山のやや深いところ（深さ10km前後）を震源とする低周波地震の活動がやや活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。

年	事 項
平成15年 (2003年)	○ 東岩手山のやや深いところ（深さ10km）を震源とする低周波地震の活動が一時的活発化。 ○ 浅部の地震活動は低調。 ○ 黒倉山山頂の噴気の状態に大きな変化は見られなかった。
平成16年 (2004年)	○ 火山活動は穏やかに経過。 ○ 黒倉山山頂の噴気活動は、次第に低下傾向が見られ始める。 ○ 6月1999年頃から笹枯れが始まった黒倉山付近で植生の回復が確認される。 ○ 12月黒倉山山頂の西に伸びる地熱地帯の裸地で地温の低下傾向が確認される。
平成17年 (2005年)	○ 地震、噴気活動は低下傾向で推移。火山性微動は観測されなかった。 ○ 黒倉山山頂で観測されていた局所的な地盤変動は、ほぼ停止したことが確認される。 ○ 表面現象では、大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移し、黒倉山から姥倉山付近では引き続き植生の回復が確認される。
平成18年 (2006年)	○ 地震回数は少なく推移。 ○ 地殻変動に顕著な変化は認められず。 ○ 黒倉山～姥倉山の噴気活動は低下の傾向が続き、植生の回復が認められる。大地獄谷の噴気温度は低い状態で推移。
平成19年 (2007年)	○ 火山活動は静穏に経過した。 ○ 8月以降東岩手山のやや深いところ（深さ10km）を震源とする低周波地震がやや増加したが、浅部の地震活動は少ない状態で推移。 ○ 7月に継続時間は短い、振幅のやや大きな微動を1回観測。 ○ 噴気活動は低調に推移した。 ○ 噴火警戒レベル1（平常） 〔12月1日～〕（12月1日より噴火警戒レベル運用開始）
平成20年 (2008年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 1月と12月に東岩手山のやや深いところ（深さ10km）を震源とする低周波地震がやや増加し、6月には継続時間が短く振幅の小さい微動を1回観測したが、その後の地震活動は低調な状態で推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成21年 (2009年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成22年 (2010年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低調に推移した。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成23年 (2011年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 3月11日に発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」以降、主に松川付近（山頂の西北西約10km）を震源とする地震回数が平常時より若干多い状況となったが、その後、地震活動は収まっている。 ○ 噴気活動は低調に推移した。
平成24年 (2012年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は低周波地震が一時的に増加し、火山性微動も2回発生したが、噴気活動は低調で地殻変動にも特段の変化はなかった。

平成25年 (2013年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 地震活動は3月から5月にかけてやや多い状況になり、5月には岩手山西側を震源とする最大震度2の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動ともに概ね低調に経過し、地殻変動にも特段変化はみられなかった。
平成26年 (2014年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（平常）」で経過した。 ○ 6月1日に岩手山西側を震源とするマグニチュード3.0の地震が発生した。また、10月20日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成27年 (2015年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 7月20日には山頂直下のやや深い所が震源と推定される火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間、地震活動は低調に経過した。噴気活動は低調に経過し、地殻変動にも特段の変化はみられなかった。
平成28年 (2016年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 9月21日に岩手山山頂の西約10km、深さ約3kmを震源とするマグニチュード2.5の地震が発生した。その他の期間は地震活動、噴気活動ともに概ね低調に経過し、地殻変動にも特段変化はみられなかった。
平成29年 (2017年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。 ○ 10月25日に山頂付近のやや深いところを震源とする火山性地震が一時的に増加したが、その他の期間は、火山性地震は少ない状態で経過した。
平成30年 (2018年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。
平成31年 令和元年 (2019年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。
令和2年 (2020年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。
令和3年 (2021年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。
令和4年 (2022年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。
令和5年 (2023年)	○ 噴火警戒レベルは、「レベル1（活火山であることに留意）」で経過した。
令和6年 (2024年)	○ 2月頃から山体の深いところの膨張を示す地殻変動が観測され、黒倉山付近では5月頃から微小な火山性地震が増減を繰り返しながら引き続き観測されている。4月、8月、9月には火山性微動が観測された。さらに衛星を用いた解析結果で大地獄谷周辺に衛星に近づく変動が見られ、大地獄谷付近のごく浅いところの膨張を示していると考えられることから10月2日に火口周辺警報（噴火警戒レベル2、火口周辺規制）が発表された。

*噴火警戒レベル1におけるキーワード「平常」の表現を、平成27年5月18日より「活火山であることに留意」に改める。

5-1-2 岩手山の噴火の歴史

岩手山の噴火の歴史

岩手山は25個以上の小火山から構成され、東西約13kmの長さに配列し、正確には「岩手火山群」と呼ばれる。富士山と同じ特徴を持つ科学組成の溶岩を産する国内でも最大級の火山である。代表的な山として、小畚山・三ツ石山・大松倉山・犬倉山・姥倉山・黒倉山・鬼ヶ城・薬師岳(2038m、山頂)・鞍掛山などがある。岩手火山群を構成する一個一個の火山は成層火山である。これらのうち、形成時期が新しく火山群の東半分を占める火山体(姥倉山から東側の山体)を狭義の岩手火山と呼び、さらにこれを東西に区分して西岩手火山・東岩手火山と呼ぶ。両者の境界はほぼ東経141度の線である。

岩手山火山は約70万年の歴史があり、そのため複雑な火山地形を示している。活動の初期には、東西13kmの範囲の全体で火山活動があり、その活動の中心は東側に移行している。過去に7回の山体崩壊を起こしているが、この回数は成層火山としては国内で最多である。東岩手山は約6,000年前以降、主にマグマ噴火を繰り返し、一回の噴火のマグマ噴出量は、0.1立方km程度以下である。これに対して、西岩手山は約7,400年前以降水蒸気噴火のみを繰り返し、マグマは伴わない。火口周辺の岩石を起源とする火山灰の噴出量は0.01立方km程度以下である。

約6,000年前以降の主な活動は、次のとおりである。

① 約6,000年前 山体崩壊

東岩手の山頂部で大規模な山体崩壊を起こし北東山麓を埋め尽くした。(平笠岩屑なだれ堆積物)

土砂の一部は北上川に沿って流下し、岩手大学工学部付近に達して台地をつくった。この後、江戸時代まで多数の噴火があり、溶岩が流失して薬師岳が形成され、さらに山頂火口の中に妙高岳が形成された。

② 約3,200年前 大地獄谷で水蒸気爆発

大地獄谷中央火口丘で水蒸気爆発が起こり、網張温泉付近まで降灰(火口から約3.5kmで10cmの厚さで堆積)。火山灰は熱水変質した岩石片(噴石)と岩粉・粘土からなり、火山灰量は0.01立方km以下と概算される。西岩手山では7,400年前以降現在まで少なくとも8回の水蒸気噴火があり、この噴火が最大規模のものである。

③ 1686年(貞享3年) 山頂噴火

山頂の御室火口でマグマ水蒸気爆発が起こって滝沢村南東麓方向に火砕サージが噴出し、噴火が本格化して、降灰・火山泥流が繰り返し発生した。玉山村・滝沢村・盛岡市・花巻市方面に降灰し、玉山村大出地区は農地が荒廃し放棄された。また、火山泥流が繰り返し発生し、玉山村・滝沢村・西根町方面に流下して滝沢村一本木地区が被災した。

④ 1732年(享保16~17年) 焼走り溶岩流

地震が頻発し、山鳴りの後、薬師岳北東山腹の5個の火口から溶岩が流出した。地震により、西根町平笠地区の住民が一時避難した。噴火活動は一年で終了した。

⑤ 1919年(大正8年) 水蒸気噴火

大地獄谷において、直径約9mの火口から、強い音響とともに水蒸気とガスを噴出した。後に崩壊により、火口の直径が約50mに拡大し、火口湖中の熱水から水蒸気を噴出。火口湖周辺には、巨大な石が飛散し、厚さ3~15cmの変質粘土からなる火山灰が堆積した。火山灰は網張温泉方向に降灰した。

⑥ 昭和の火山活動（1934～35 年、1960 年、1972 年） 水蒸気の噴出

昭和に入り、薬師岳山頂の薬師火口内での地熱活動が活発になり水蒸気の噴気が始まった。活動が活発化した時期は 3 回あり、これらの時期には盛岡市内からも水蒸気の噴出が確認できた。このうち最も活発だったのは 1934～35 年活動で、小爆音を伴った。

これらの噴気箇所は、主に薬師火口南東火口壁とその直下の火口内及び妙高岳南東山腹で噴出物は、水蒸気と火山ガスのみで、マグマの噴出はない。火山ガスは、二酸化炭素・硫化水素・亜硫酸・塩酸などで、塩酸を多く含むのが特徴である（1960 年 9 月測定）。

また一方で、この時期においては大地獄谷・黒倉山などの西岩手山の噴気活動が続いている。

出典：「岩手山の地質」（著者 土井宣夫 発行 平成 12 年 3 月滝沢村教育委員会）ほか